

始

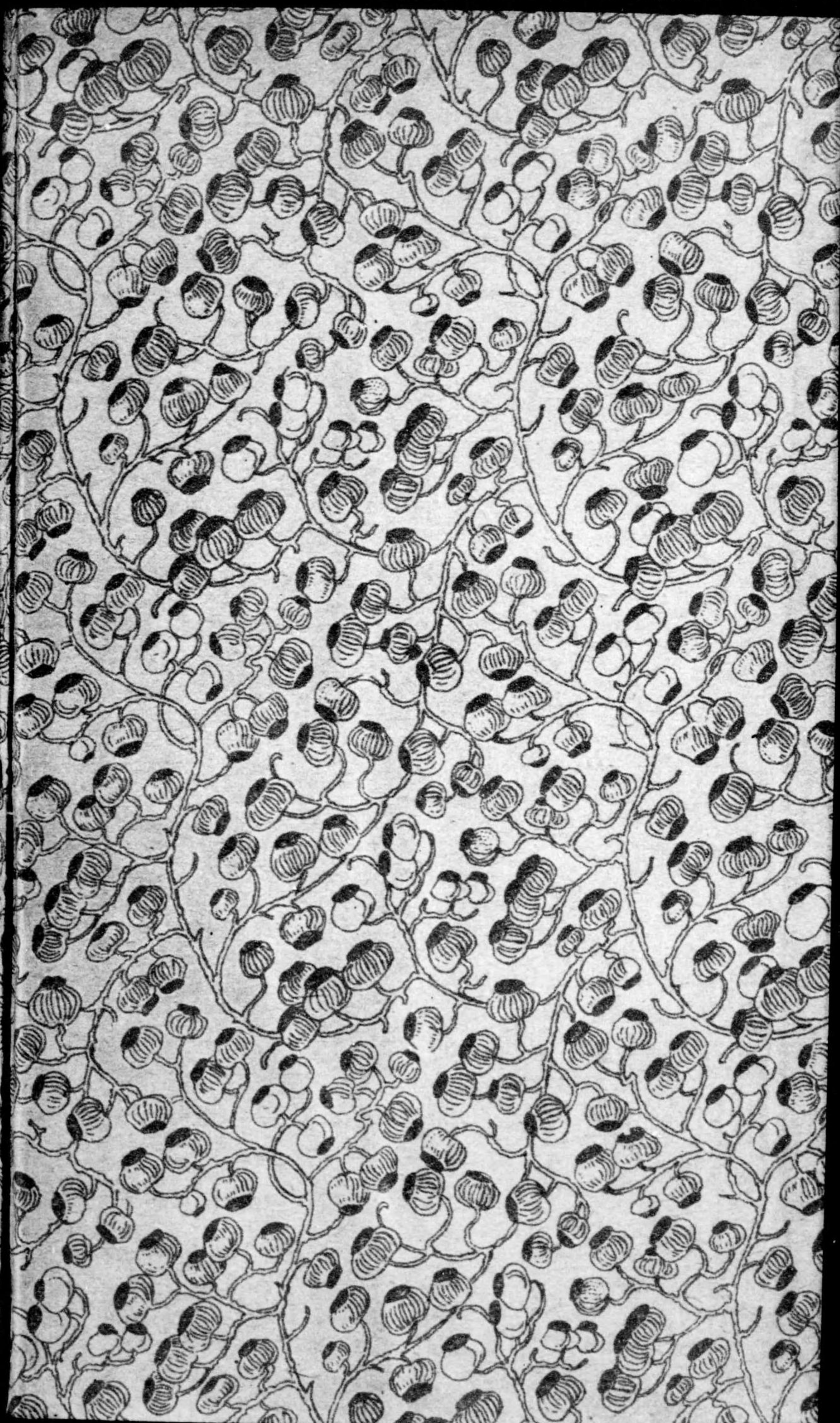
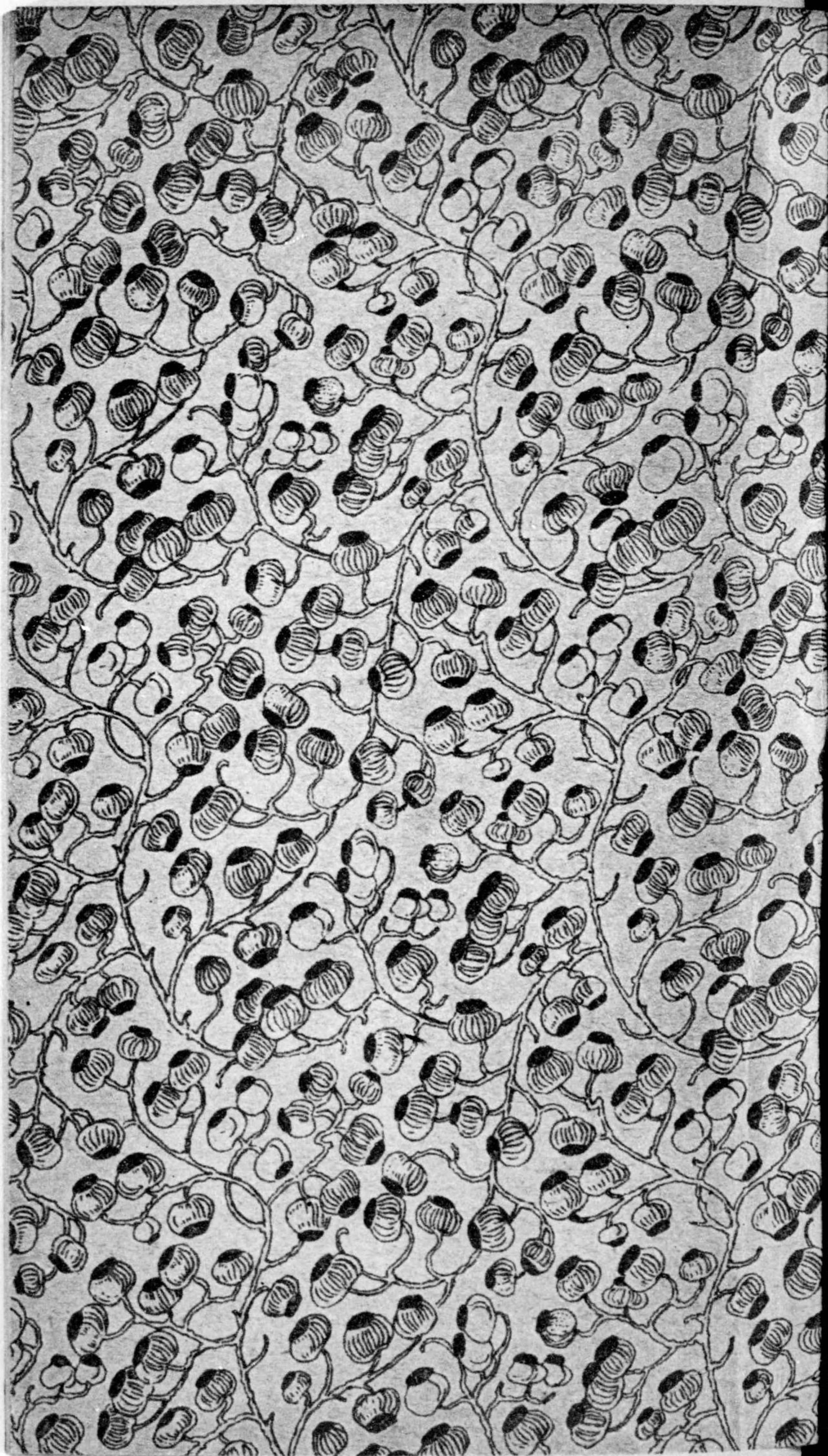


0^m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ¹⁹/₇₀^m 1 2 3 4 5

特



裁制所構成法



持100
684

月 伍

一、本書ハ、裁判所構成法中ニ付キ、其ノ或ル事項ヲ以テ問題トナシ、之ヲ表解分説シテ一目瞭然以テ其ノ如何ヲ得了セシメンコトヲ期セリ。故ニ其ノ題目ノ如何ニヨリテハ、數項ニ表解シ、尙ホ其ノ各項ゴトニ又二項以上ニ分説シタルヲ以テ、其ノ系統的解説ヲ知了スル上ニ於テハ、蓋シ最モ捷徑ナラント信ズ。

二、本書ハ、普通文官、裁判所書記登用試験ニ際シ、受験者々々欲セラルル人士ノタメニ編述セリ。一讀ヨク其ノ摘要ヲ知ルク、且ツ所々ニ國ト題シテ、本文以外ニ知得スベキ事項ヲ掲グルノミナ

凡

例

ラシ 55
ト交
正 70
大下 1. 得内

ラズ、本法ニ引用セラレタル憲法、民事訴訟法及ビ刑事訴訟法ノ必要ナル條文ハ、參照トシテ之ヲ登載シタリ。以テ是等ノ法文ヲ閱スルノ勞ヲ省カンコトニ注意セリ。

大正元年九月

編者識

表解
註
裁判所構成法目次

第一編 裁判所及ビ檢事局

一	裁判所	二
二	檢事局	三
三	判事ト檢事	六
四	書記	一四
五	執達吏	一六
六	裁判所間ニ於ケル權限爭議	一九
七	管轄指定ヲナスベキ場合(權限爭議ニアラザル)	二七
八	區裁判所	二八
九	區裁判所民事々物ト刑事々物ノ管轄	三四
一〇	區裁判所檢事局ニ於ケル執務官吏	四一

目次

一	地方裁判所	五一
二	豫審判事	六二
三	地方裁判所支部	六六
四	控訴院	七三
五	大審院	八六

第二編 裁判所及ビ檢事局ノ官吏

一	判事檢事トナルノ資格	一〇二
二	司法官試補ノ職務權限	一〇五
三	豫備判檢事	一〇六
四	判事	一〇九
五	檢事	一一六
六	書記	一二四

七	執達吏	一二九
八	延丁	一三二
第三編 司法事務ノ取扱		
一	公判開廷	一三六
二	補充判事	一四四
三	裁判所ニ於ケル用語	一四五
四	通事	一四六
五	判決評議ノ方式ト裁決	一四八
六	裁判所ノ事務章程	一五〇
七	裁判所休暇部	一五二
八	共助	一五九
第四編 司法行政ノ職務及監督權		
一	司法行政ノ最高監督權	一六四
二	大審院長ノ監督權	一六五

三	檢事總長ノ監督權	一六五
四	一般ニ於ケル監督權ノ形式	一六六
五	司法警察官ノ受ケル司法行政監督權	一六九
六	民事訴訟當事者タル司法官廳代表者	一七二

(終)

表解註 裁判所構成法

中等教育學會編

第一編 裁判所及ビ檢事局

1、廣義ノ解

司法權ヲ行使スル所ノ官廳ナリ。
 本法ニ於ケル裁判所トハ、廣義ニ採
 リタルモノニシテ、區裁判所、地方
 裁判所、控訴院、大審院ノ通常裁判
 所、即チ是レナリ。

1、意義

裁判所及ビ檢事局

一、裁判所

口、性質

2、狹義ノ

實際ニ於イテ、司法上ノ裁判ヲナスガタメニ、構成セラレタルトコロノ地方裁判所以上ノ部及ヒ區裁判所ニ於ケル單獨判事ヲ云フ。

1、民事裁

民事、裁判民法、商法ハ勿論、其ノ他ノ司法關係ニ於ケル權利義務ニ關スルスベテノ事項、親族、相續、其ノ他身分關係ノ争訟等、スベテ此ノ中ニ包括セララル、モノトス。

2、刑事裁

普通刑法ハ勿論、其ノ他スベテノ刑罰法ニ依リテ、實際上、犯罪ノ有無及ビ科刑ノ限度ハ、之ヲ訴訟ノ形式

ニヨリテ、裁判スルトコロノスベテノ事件ヲ包括ス。

二、検事局

口、性質

イ、意義

裁判所ニ附置セララル、モノニシテ、裁判所ト相對立シテ、訴訟ニ干與スルトコロノ職務ヲ有スル官吏ノ組織スルモノヲ云フ。而シテ獨立ノ官廳ニシテ何レニモ附屬スベキモノニアラズ。故ニ裁判所ト異ニシテ、其ノ實質ハ全ク特種ノ行政官廳ナリト云フベシ。

検事局ハ、檢事ニヨリテ組織セララルノモノニシテ、司法權ニ適切ナル行動ヲ監視シ、公益ヲ代表シ、司法事務ニ干與スルヲ以テ一般ニ司法官ト稱セラル。

1、刑事

1、意義

刑事ハ、所謂司直ノ府ニシテ、裁判權ヲ行使スルガタメニ設ケラレタルトコロノ國家ノ官職ナリト云フベシ。

2、職務

民事刑事ノ事件ニ付キ、ヨク其ノ關係ヲ審問シテ、訴訟ノ争點ニ付テハ、終局ノ裁判ヲナスニアリ。而シテ其ノ判断スルトコロノモノハ、社會ノ標準トナルベキモノトナリテ、人民ノ生命、身體、自由、名譽、財産ノ安否、休戚ハ、一ニ刑事ノ判断ガ如何ニアリ。

1、意義

裁判所ニ相對立シテ、訴訟ニ干與スルガタメニ設ケラレタル國家ノ官職ナリトス。然レドモ、訴訟事件ノ民事ト刑事タルトヲ問ハズ、之ガ裁判ヲナスモノニアラズ。所謂司法、行政ノ官府トシテ、公益ノタメニ國家ノ代理トシテ法令ノ實行如何ヲ監視シ、一般ノ裁判事務ニ亘リテ、其ノ意見ノ陳述ヲナシ、法令ノ正當ナル適用ナルヲ促スノ職ヲ行フモノナリ。

一起訴ノ準

三、判事卜檢

1、犯罪捜査

備ノ手續
トシテ司
法警察官
ヲ指揮シ、
犯罪ノ有
無、犯人ノ
何人タル
ヤヲ捜査
スルヲ以
テ其ノ目
的トス。
起訴、上

2、
3、
行公訴續

訴、再審ノ
訴等其ノ
他ノ請求
ヲナス。
檢事ハ職
務上公訴
ヲ取下グ
ルコト能
ハズ。
且ツ其ノ
終局ニ至ル
マデ、之ガ

ロ、検事

い、
刑事訴訟
ニ關スル
職務

4、
執行裁判

證據トナルベキ資料ヲ蒐集シ、事實及ビ法律上ノ辯論ヲナス。
検事之ニ掌ルモノトス。刑事訴訟法第一三七條

以下ニ定ム。
(一) 検事ニ於テ、立會ヲ以テ必要ト認メタル民事訴訟ニアリテハ、何時ニテモ民事訴訟ニ關ス

ろ、職務

ろ、
民事訴訟
ニ関スル
職務

1、
民事訴訟
ニ立會
ノ場合

ル通知ヲ
求メ、之ニ
關シテ意
見ヲ述ブ
ルコトヲ
得ルナリ
(二二)民事
訴訟法第
四二條ノ
訴訟。(二二)
人事訴訟
手續上ニ

2、
民事訴訟
ニ當ル
者ノ場合

於イテモ
立會フヲ
要ス。
検事ガ、原
告トナル
場合、(二二)
検事ガ、被
告トナル
場合、(二三)
検事ガ他
人ノ提起
シタル訴

ヲ追行ス
ル場合。

検事ハ、公益ノ代表者
トシテ、裁判所ニ屬ス
ルトコロノ一般ノ司法
事務、又ハ司法、行政事
務ニ付キ、其ノ職權内
ニアル監督事務ヲ行フ
モノトス。

は
司法行政
ニ關スル
職務

四、書記

1、意義

判事、検事ト共ニ司法三職ノ一ニ數ヘラルモ
ノナリトイヘドモ、若シ之ヲ狹義ニ解釋スルト
キハ、裁判所ノ中ニ書記ヲ包含セラレザルモノ
ナリ。是レ書記ハ裁判權ヲ行使スルモノニアラ
ズシテ、司法官ニアラザレハ一ノ行政官タリ。

1、…公判又ハ判事、検事ノ事務ニ立會スルコ
ト。

2、…書類調製。

3、…書類送達。

4、…判決ノ謄本、正本、抄本ノ作成、認證及ビ
執行文ノ付與等。

5、…訟訴關係人ノ呼出。

2、職務

6、…會計ニ關スルコト。

7、…監督書記、書記長ハ、其ノ書記課ノ事務
ヲ指揮監督スルコト。

〔註〕

書記ハ、判事、検事ニ隸屬シテ、事務
ヲ取扱フベキモノニシテ、登用試験
ニ及第シ、且ツ見習トシテ、一定ノ
期間内ハ、實地ノ練習ヲ了リタルモ
ノ、内ヨリ、之ヲ採用スルコト、レ
ナリ。地方裁判所以上ニハ、書記課
ヲ置キ、大審院、控訴院ノ書記課ニ
ハ、書記長ヲ置ケリ。地方裁判所ノ
書記課及ビ二人以上ノ書記ヲ置キ

タル區裁判所ニハ、監督書記ヲ置ケリ。

五、執達吏

1、意義

單獨制ノ官職ニシテ、裁判所ニ對スル特種ノ補助機關ナリトス。

1、書類送達

裁判所ヨリ發スル書類ニシテ、送達ヲ要スルモノハ、執達吏ヲシテ之ヲ送達セシム。

2、職務

刑事裁判執行

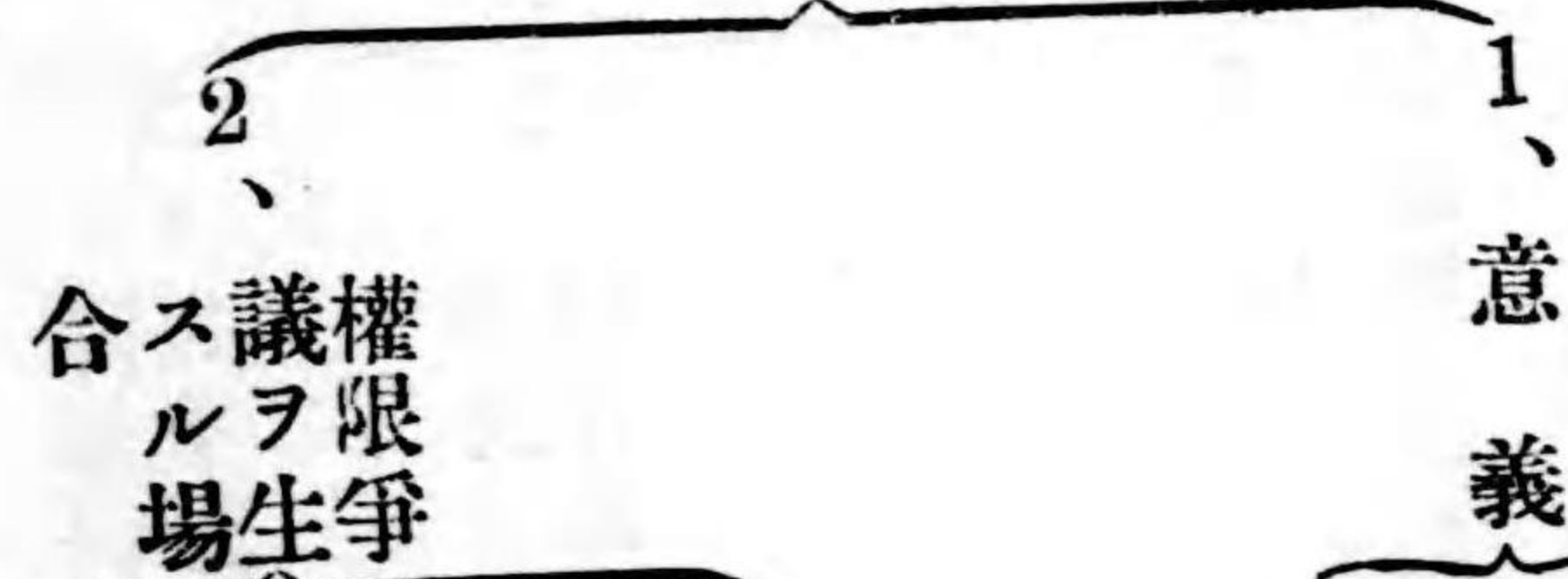
警察官ニ於テ、執行ヲナサザル場合ニ限り、執達吏ハ、裁判所ノ裁判ヲ執行スルモノナリ。

3、民事強制執行

執達吏ノ最モ重要ナル一ノ職務ニシテ、僅少ナル例外ヲ除クノ外ハ、執達

(一) 吏ノ職務ニ專屬スルモノナリ

1、
議 權
限 争



二個以上ノ裁判所間ニ於イテ、其ノ
 權判義務ノ限界ニ就キ生ジタルト
 コロノ争ヲ云フ。

い、積 極 的
ノ 場 合

法律ニ從ヒ、又ハ二以
 上ノ確定判決ニ依リ、
 二以上ノ裁判所ガ、其
 ノ裁判權ヲ互ニ有スル
 場合ニアリ。

二以上ノ裁判所カ、自
 カラ權限ヲ有セストノ
 確定判決ヲナシ、又ハ

六、
裁 判 所 間
ニ 於 ケ ル
權 限 争 議

ろ、消 極 的
ノ 場 合

權限ヲ有セストノ確定
 判決ヲ受ケタリトイヘ
 トモ、其ノ裁判所ノ一
 ニ於イテ、裁判權ヲ行
 フトキノゴトシ。故ニ
 假令、二以上ノ裁判所
 カ、其ノ權限ナシトス
 ルモ、又ハ裁判ヲ受ク
 ルモ、本來其ノ一ニ於
 イテ、裁判權ヲ有スル
 モノニアラザルトキハ
 此ノ争議ヲ生ゼズ。

口、救濟方法

1、管轄指定申請

検事其ノ他ノ訴訟關係人ヨリ、其ノ申請ニ付キ審理ヲナスベキ、裁判所ニ申請趣意書ヲ提出シテ之ヲ爲スベキモノトス。若シ大審院ガ、審理ヲナスベキモノナルトキハ、検事總長ハ、司法大臣ノ命ヲ承クルカ、又ハ職權ヲ以テ、其ノ申請ヲナスベキモノトス。

い、方法 裁判所、書面審理、即チ

權限ニ付テ爭議アル裁判所ヲ併セテ管轄スルトコロノ直近上級ノ裁判所、書面審理、即チ決定ヲ以テ、其ノ事件ヲ管轄スベキ裁判所ヲ指定ス。

2、管理下裁判

ろ、其ノ例

同一地方裁判所ノ管轄区域内ニアル區裁判所ノ間ニ於ケル争ニ付テハ、其ノ地方裁判所、若シ他ノ區域ニ存在スルトキハ、其ノ双方ヲ併セテ管轄スルトコロノ控訴院、又若シ他ノ控訴院ノ区域内ニアル

裁判所構成法

トキハ、大審院ニ於イ
テ、其ノ爭議ヲ裁判ス
ルナリ。

裁判所及ヒ検事局

由著く、其の事實を調査し、因りて其の
 一、其の事實を調査し、因りて其の
 二、其の事實を調査し、因りて其の
 三、其の事實を調査し、因りて其の
 四、其の事實を調査し、因りて其の
 五、其の事實を調査し、因りて其の
 六、其の事實を調査し、因りて其の
 七、其の事實を調査し、因りて其の
 八、其の事實を調査し、因りて其の
 九、其の事實を調査し、因りて其の
 十、其の事實を調査し、因りて其の

イ、
 権限アル裁判所ニ於イテ、法律上ノ理由若クハ、特別ノ事情ニ因リテ裁判權ヲ行フコトヲ得ズ。且ツ裁判所構成法第三條ノ規定ニ依リテ、代理ヲ命セラレタルトコロノ裁判所モ亦其ノ裁判權ヲ行フコト能ハザルトキ。

裁判所
 構成法
 第十三條

區裁判所ノ判事差支アルトキハ毎年地方裁判所長ノ前以テ定メタル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス。但シ監督判事ノ職務ハ其ノ裁判所ノ判事官等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス。
 一ノ區裁判所ニ於イテ法律上ノ理由若クハ特別ノ事情ニ因リ事務ヲ

七、
 管轄指定
 ナスベ
 キ場合
 (權限爭
 議ニアラ
 ザル)

取扱フコトヲ得ザルトキ之ニ代ルベキ他ノ區裁判所ハ前項ニ同ク毎年以前以テ之ヲ定ム。
 裁判所管轄區域ノ境界ノ明確ナラザルガタメニ、其ノ權限ニ付キ疑ヲ生ジタルトキハ、民事ニ於イテハ主トシテ海上ニ於ケル漁場ノ爭、又ハ山林ノ訴訟等ニ關シテ生ジタルトコロノ刑事ニ付テハ、重ニ犯罪地ト被告人所在地トノ境界線ノ明ラカナラザル場合ニ生ズルモノナリ。
 不動産上ニ於ケル裁判籍ニ、訴ヲ起スベキ場合ニ於イテ、不動産ガ、數個ノ裁判所ノ管轄區域ニ散在スル場合ニアリテハ、其ノ不動産ガ、數個ノ裁判所ノ管轄區域ニ跨ル場合ヲモ包含スルモノナリト解スルニ如カズ。

八、區裁判所

1、意義

區裁判所ハ、一人ノ判事ヲ以テ、之ヲ組織スルモノニシテ、單獨判事、之ガ裁判權ヲ行使スルモノナリ。蓋シ區裁判所ニ於ケル裁判事件ハ、平易ニシテ且ツ迅速ヲ要スルコト多キモノナルヲ以テ、單獨判事ヲシテ之ヲ處理セシムルコトヲ便宜トナシタルヲ以テナリ。

1、

司法行政ノ必要上、其ノ事務ノ繁雜ナル場合ニアリテハ、一ノ區裁判所ニ數人ノ判事ヲ置クコトヲ得ルモノニシテ、此ノ場合ニアリテハ、毎年司法裁判所長ハ、司法大臣ノ定メタル通則ニ準據シ、豫メ其ノ裁判事務ヲ各判事ニ分配スルモノ

トス。

ロ、事務分配方法

2、

區裁判所ニ於ケル司法行政ノ事務ニ關シテハ、其ノ長官タル司法大臣ノ監督ニ屬スヘキハ勿論ナリトイヘドモ、若シ其ノ裁判所ニ二人以上ノ判事ヲ置クトキハ、司法大臣ハ、其ノ内ノ一人ヲ監督判事ト定メ、之ニ其ノ裁判所ニ於ケル一切ノ行政事務ヲ監督スルノ權限ヲ委任スルコトヲ得ベシ。

1、
訴訟物
ノ價格
ニ依ル
管轄

訴訟物ノ價額トハ、訴ヲ以テ主張シタルトコロノ請求ニシテ、排斥セラレタル場合ニアリテハ、原告ガ、失フベキ財産上ニ於ケル價額ヲ云フ。故ニ、其ノ價額ノ大小ニ依リテ、之ヲ管轄スベキ裁判所ノ定マル一ノ標準トナルベキモノナリ。而シテ其ノ價額二百圓ヲ超過セザル金額又ハ價格二百圓ヲ超過セザル物ニ關スル請求ナルトキハ、區裁判所ニ於イテ、之ヲ取扱フ。
（住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ

1、
民事々
物ノ管
轄

或ル部分ノ受取、明渡、使用、占據若クハ修繕ニ依リ、又ハ賃借人ノ家具、若クハ所持品ヲ賃貸人ノ差押ヘタルコトニ關シテ、賃借人、賃貸人トノ間ニ起リタル訴訟。
ろ、……不動産ノ境界ニ關スル訴訟。
は、……占有ノミニ關スル訴訟。
に、
雇主、雇人トノ間。一年以下ノ短期契約ニ關シテ、起

2、
訴訟物
ノ性質
ニ依ル
管轄

リタルコト口ノ訴訟。

1、
旅人ト旅店若クハ飲食
店トノ主人トノ間ニ於
ケル、又ハ旅人ト水陸
運送人トノ間ニ起レル
訴訟ニ付テ、左記ノモ

A、
賄料又ハ宿料
若クハ旅人ノ
運送料又ハ之
ニ伴フ手荷物
ノ運送料ニ關

〔運スル訴訟。〕

B、
旅店若クハ飲
食店ノ主人又
ハ送人ヨリ保
護ノタメニ預
ケタル手荷物、
金錢又ハ有價
物ニ付テノ訴
訟。

區裁判所ニ於イテハ、
左ノ刑事々件ニ付キ、
裁判權ヲ有スルモノニ

九、
區裁判所
民事事物
刑事事物
ト
物ノ管轄

い、
概括

シテ、窃盜罪以下ノモ
ノニ付テハ、豫審ヲ經
ザルモノニ限レリ。蓋
シ豫審ニ付スルカゴト
キ事件ハ、頗ル複雑ナ
ルヲ以テ、是等ハ、地
方裁判所ノ管轄ニ屬セ
シメラレタリ。

是ハ舊法
ニ依レハ
違警罪ニ

1、
犯類ノ
種類

1、
拘留料
刑ノ料

該ル罪ナ
ルモノ刑
法ノ改正
ト共ニ此
ノ改正ヲ
要シタリ。
窃盜ノ罪。
窃盜ノ罪
贓物ニ關
スル罪。
(此ノ贓物
ニ關スル

2、
.....
窃盜ノ罪。

口、
刑事
物々
管轄

ろ、
種
類

3、
窃盜及
贓物ノ
罪ハ、遺失
物、漂流
物其ノ他
占有ヲ離
レタル他
人ノ物ノ
横領罪ナ
リ。

4、
住居侵害ノ罪
猥褻ノ文書、圖
畫販賣陳列ノ
罪、賭博、富籤

2、
制
限

二個以上ノ主刑中、其ノ一個ヲ科ス
ベキ罪ニシテ、其ノ刑ガ、前項ノ
(1)又ハ(5)ノ規定ニ適セザルモ

5、

ニ關スル罪、過
失傷害罪並ニ
刑法第百三十
條ノ未遂罪。
一年以下ノ懲
役若クハ禁錮
又ハ三百圓ヲ
超過セザル罰
金ニ該ル罪。

3、擴張

ノアルトキハ、區裁判所ニ於テハ、其ノ罪ノ全部ニツキテモ、裁判權ヲ有セズ。

前記(5)ノ項ニ記載シタルトコロノ罪ニ付テハ、之ヲ累犯又ハ併合罪トシテ、其ノ加重ノ處分ヲナスノ場合ニアリテモ、尙ホ區裁判所ニ於テ、其ノ裁判權ヲ有スルモノトス。

裁判所構成法第十六條ノ三ニ曰ク、司法大臣ハ、地方裁判所ノ管轄區域内ノ一ノ區裁判所ノ管轄ニ屬スル刑

司法大臣ハ區裁判所ノ管轄ヲ動かスコトヲ得ルナリ

事ノ事務ノ全部又ハ一部分ヲ其ノ地方裁判所ノ管轄區域内ノ區裁判所ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得、トシ以テ、代理ノ法ニ則ラズシテ、全ク裁判所ノ管轄ヲ變更シテ、區裁判所間ニ於イテ、互ニ事件ノ融通ヲナスベキ權限ヲ司法大臣ニ與ヘラレタリ。是レ便宜ニ本ヅク規定ナリ。

一、
區裁判所
檢事局
ニ於ケル
事務執行
官吏

イ、
意義

各裁判所ノ檢事局ニハ、所用ノ檢事ヲ置キテ、之ニ其ノ事務ヲ取扱ハシムルヲ以テ、原則トス。然レトモ、區裁判所檢事局ノ事務ハ、他ノ裁判所ト異ニシテ、其ノ管轄ノゴトキモ、重大ナラザレハ、例外トシテ其ノ事務ヲ執ルモノヲ設ケタリ。

其ノ區裁判所管内ニ於ケル警察官憲兵將校、下士又ハ林務官是レナリ。是等ハ、特別ノ官職ヲナスモノニアラズシテ、唯、其ノ官吏ヲシテ、檢事ノ事務ヲ取扱ハシムルニ過ギズ。故ニ此ノ場合ニ於イテハ、特

1、
檢事ノ
事務ヲ
執ルモ

口、例外

2、

検事代理者

ニ司法大臣ノ命令ヲ要スルコトナク、隨時其ノ長官ノ指揮ニ應シテ、事務ヲ執行スルコトヲ得ルナリ。

司法官試補、又ハ郡市町村長ハ、司法大臣ノ任命ニ依リテ、検事代理ノ職ニ補セラレ、以テ、検事ノ事務ヲ執行スルモノトス。是等ハ特別ノ官職ナルヲ以テ、司法大臣ノ任命補職ハ之ヲ必要トス。

1、意義

1、第一審ニシテ第二審ノ合議裁判所タリ。即チ其ノ審判ハ、二人ノ判事ヲ以テ、組織セラレタル所ニ於イテ、之カ裁判ヲナスベキモノトス。

2、若シ其ノ三人ノ合議制ニ欠缺アリテ、裁判ヲナシタルモノナルトキハ、其ノ裁判ハ無効ニ歸スベシ。

3、一若クハ二以上ノ民事部及ビ刑事部ヲ置キ、司法行政事務ノタメニ一人ノ裁判所長ヲ置クコト、ナレリ。

口、所長ノ職務權限

其ノ裁判所内ノ司法、行政ノ上官トシテ、裁判的ニ於ケル一般ノ事務ヲ指揮シ、其ノ行政事務ヲ

監督スルモノナリ。換言セバ、司法行政權ヲ自己ノ裁判所内ニ於イテ、管掌スルニ過ギズ。

1、

各地方裁判所ノ事務ハ、司法大臣ノ規定セル通則ニ從ヒ、各部及ビ豫審判事ニ之ヲ分配スルモノトス。

2、

決定方法ハ、裁判所長、部長及ビ部ノ上席判事一人ノ會議ニ於イテ、所長ハ、其ノ會長トナリ、多數決ニ依ル。若シ可否同數ナルトキハ、會長ノ決スルコトロニ

1、事務ノ分配トノ其ノ決定方法

2、
事務ノ
繼續

1、
原則

3、
依ル。
所長ハ、次年度ニ於イテ、
自カラ部長トナルベキ部ヲ
指定スベキナリ。

事務ノ分配ハ、毎司法
年度ノ始ニアリテ、豫
メ之ヲ分配シ、其ノ年
度内ニ限リテ、存續ス
ルモノナルコトヲ原則
トス。

既ニ着手シタル、公判
事務又ハ豫審事務ニシ

ハ、
事務ノ
分配

2、
事務ノ
結了

テ、司法年度ノ終期又
ハ休暇ノ初ニ於イテ、
未ダ結了セザルモノア
ルトキハ、所長ハ、其
ノ部員及ビ豫審判事ヲ
シテ引續キ、其ノ事務
ヲ結了セシムルコトヲ
得ルモノナリ。

事務ノ分配及ビ判事ノ
配置等一タビ定マリタ
ルトキハ、之ヲ變更セ
サルヲ以テ、其ノ原則

3、
事務分配ノ
變更

い、
事務分配ノ
變更

トス。然レドモ、事務ノ過多又ハ判事ノ轉退若クハ疾病其ノ他ノ事故ノ久シキニ亘ルトキハ、欠缺ヲ生ズルモノナレバ、止ムヲ得サルトキハ、休暇部ヲ陳外シテ、之カ分配ヲ變更スルコトヲ得ルモノナリ。

事務過多ニシテ、現員ヲ以テスルトキハ、之

ろ、
新部ノ
設置

ヲ處理スルコト能ハザル場合アルベシ、此ノ場合ニアリテハ、司法大臣ハ、其ノ適當ト認ムル範圍ニ於イテ、一乃至二以上ノ部ヲ新設シ、以テ其ノ必要ニ應スルヲ得ルナリ。

裁判所構成法第十四條第十五條及ヒ民事訴訟法等ニ於イテ、區裁判所ノ管轄ニ屬セシメタ

第一審
トシテ
有スル
範圍

ル事項及ヒ裁判所構成
法第三十八條ニ定メタ
ル控訴院ノ權限ニ屬ス
ルモノヲ除キタル其ノ
他ノ民事訴訟事件。

1、
民事訴訟
ニ對スル
管轄

1、
區裁判
所ノ對
決スル
訴訟

地方裁判
所ハ、其ノ
管轄區域
内ニ於ケ
ル區裁判
所ノ第一
審トシテ、

二、
地方裁
判所

ろ、
第二審
トシテ
有スル
範圍

爲シタル
民事判決
ノスベテ
ノ控訴ニ
付キ、事ヲ
審理裁判
スルノ權
限ヲ有ス。
法律ニ許
シタル抗
告ニ付テ
ハ、地方裁

二、
民事訴訟
刑事訴訟
對訟
管轄

1、
第一審
トシテ
有スル
範圍

區裁判所ノ管轄ニ屬セ
シメタル刑事々件及ビ
大審院ノ特別權限ニ屬
スルモノト定メラレタ
ル刑事々件ヲ除外シ、
其ノ他ノ刑事訴訟ハ、

2、
區裁判
所ノ決
告
對訟
ニ抗
スル
告
告
對訟
所
ハ抗
告
裁
判
所
ト
シ
テ、
審
理
裁
判
ス
ル
ノ
權
限
ヲ
有
セ
リ。

2、
刑事訴訟
對訟
管轄

スベテ地方裁判所ノ範
圍ニ屬ス。
1、
區裁判ノ判決
ニ對スル控訴
ニアリテハ、ス
ベテ地方裁判
所ノ管轄ニ屬
スルモノナリ。
2、
區裁判所ノ決
定命令ニ對シ、
特ニ法律ニ抗
告ヲ認メタル

場合ニアリテ
ハ、其ノ抗告ニ
對スル裁判。

裁判所構成法第十四條、區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ反訴ニ關シテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル。

〔參照〕反訴ハ、民事訴訟法第二編第一節、判決前訴訟手續。

第一 二百圓ヲ超過セザル金額
又ハ價額二百圓ヲ超過セザル

物ニ關スル請求。

第二 價額ヲ論ゼズ左ノ訴訟。

- 一、住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取、明渡、使用、占據若クハ修繕ニ關シ、又ハ賃借人ノ家具若クハ所有品ヲ賃貸人ノ差押ヘタルコトニ關シ、賃貸人ハ賃借人トノ間ニ起レル訴訟。
- 二、不動産ノ經界ノミニ關スル訴訟。



三、占有ノミニ關スル訴訟。
 四、雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約ニ關シ起レル訴訟。

五、左ニ掲ケタル事項ニ付キ旅人ト旅店、若クハ飲食店ノ主人トノ間ニ、又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル訴訟。

イ、賄料又ハ宿料若クハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ運送料。

ロ、旅店又ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノタメニ預ケタル手荷物、金錢又ハ有價物。

裁判所構成法第十五條 區裁判所ハ非訟事件ニ付法律ニ定メタル範圍及セ方法ニ從ヒ、左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス。

第一、未成年者瘋癲白痴者失踪者其ノ他法律若クハ判決ニ依リ治産ノ禁ヲ受ケタル者ノ後

見人若クハ管財人ヲ監督スル
コト。

第二、不動産及ビ船舶ニ關シ、

權利關係ヲ登記スルコト。

第三、商業登記及ビ特許局ニ登

録シタル特許意匠及ビ商標ノ

登記ヲナスコト。

裁判所構成法第三十八條 皇族

ニ對スル民事訴訟ニ付キ、第一

審、第二審ノ裁判權ハ、東京控

訴院ニ屬ス。但第一審ノ訴訟手

續ニ付テハ、地方裁判所ノ第一

本、
則代理
則理事
法ノ

1、
原
則

〔審手續ヲ適用ス。〕

地方裁判所長、部長、部員ニ差支ヘ
ノアル場合ニ於ケル代理ニ關シテ
ハ、毎司法年度ノ初ニアリテ、豫メ
其ノ所屬ノ判事ヲシテ、代理セシム
ベキトコロノ順序、方法等ノゴトキ
ハ、之ヲ定メ置カザルベカラザルナ
リ。其ノ之ヲ定ムルハ、事務ノ分配
ヲ定ムル場合ニ於ケルト相等シク、
其ノ所長、部長及ビ部員等ノ會議ヲ
以テ、之ヲ決スベキモノトス。而シ
テ此ノ場合ニ於テハ、多數決ニ依ル

一モノナリ。

い、

地方裁判所判事代理ハ、其ノ裁判所ノ判事ヲシテ、之ヲ行ハシムルヲ原則トス。

2、例外
ろ、

若シ其ノ代理スベキ判事ニ差支ノ生ジ他ニ其ノ代理ヲナスベキモノモ之ナキ場合ニハ、裁判所長ハ、其ノ管轄区域内ノ區裁判所又ハ豫備判事ニ其ノ臨時代理ヲ命ズルコトヲ得ベキモノトス。

は、

臨時代理ハ、其ノ事件ノ緊急ナリト認メタル場合ニ限ル。

三、豫審判

イ、豫審

被告人ノ犯罪行為ニ付キテ、之ガ下調ヲナシ、其ノ事件ヲ公判ニ付シ、其ノ證據調ヲ準備スベキモノナリヤ、又ハ被告人ヲ免訴シテ、之ガ訴訟ヲ終結トナスベキヤ否ヤヲ決定スルニ必要ナル程度ニマデ、其ノ事實ノ關係ヲ明ラカニスルトコロノ公判ノ準備ノ手續ヲ云フ。

1、豫審判

司法大臣ハ、毎年司法年度ノ初メニ於イテ、各地方裁判所ノ判事一人又ハ二人ニ以上ヲシテ、其ノ裁判所ノ裁判權ニ屬スルトコロノ刑事ノ豫審手續ヲナスコトヲ命ズルモノトス。之ヲ豫審判事ト云フ。

ロ、豫審判

豫審判事ノ裁判權ハ、豫審目的ノ範圍外ニ逸出スベカラス。其ノ事件ニ對シ終局的ニ刑ノ言渡ヲナス裁判ヲナスコトヲ得ザルナリ。又檢事若クニ公判ヨリノ請求ナクシテ、自ラ豫審ニ着手スルコトヲ得ザルヲ以テ、其ノ原則トセリ。然レドモ現行犯ノ場合ニアリテハ、自カラ進ンデ豫審處分ニ着手スルコトヲ得ベシ。其ノ裁判權發動ノ形式ハ、左ノゴトシ。

い、…豫審ノ手續ハ、密行ス。

2、裁判権

ろ、 豫審判事ハ、召喚、拘引、拘留ノ令狀ヲ發ス

は、 豫審判事ハ、證據物件ノ發見又ハ物件差支ヲナサンガタメニ臨檢、搜索ヲナス。

に、 豫審判事ハ、其ノ目的ヲ達スルガタメニハ、檢證、鑑定證人訊問、被告人訊問等ノ證據ヲナスベシ。

ほ、 豫審判事ハ、其ノ取調ノ事件、既ニ調査ノ必要ナシト認ムル程度マデ進行シタル

トキハ、檢事ノ意見ヲ聞キテ、豫審ノ終結ヲナスベシ。

豫審判事ハ、必ズシモ豫審手續ヲナシタル判事ト、終結ノ決定ヲナストコロノ判事ト、同一人ナルヲ要ス。

一三、
地方裁判所支部

イ、性質

地方裁判所ノ一部ニシテ、獨立シタル一個ノ裁判所ニアラザルナリ。

ロ、設置ノ場合

地方裁判所ト、其ノ管轄區域内ノ區裁判所ト遠隔セルカ、又ハ交通ノ不便ナル場合ニアリテハ、司法大臣ハ適當ト認ムル範圍ニ於イテ、一又ハ二以上ノ支部ヲ設置スルコトヲ得ベシ。其ノ取扱ノ事項ハ、地方裁判所ニ屬スル民事及ビ刑事ノ事務ノ一部トス。

1、權限

支部ナルモノハ、地方裁判所ノ一部ニ過ギザルモノナルヲ以テ、其ノ權限ノ範圍ハ、本廳事務ノ一部ニ限ルモノトス。即チ其ノ土地ノ管轄區域ヲ限ルカ、又ハ事件ノ種類ヲ制限シテ、以テ其ノ權限ノ範圍ヲ定ムルモノトス。

ハ、權限

2、種別

い、甲號支部

此ノ權限ハ、重罪公判及ビ民事、刑事、第二審ヲ除クノ外、地方裁判種別權ニ屬スル事務取扱。

ろ、乙號支部

豫審ヲ要スルモノヲ除クノ外、地方裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事第一審ノ事務取扱。

イ、性質

1、五人ノ判事ヲ以テ組織セラレ、地方裁判所ノ第一審ノ判定ニ對スル控訴ノ審理裁判ヲナスベキ司法官署ナリ。

2、區裁判所ノ判決ニ對シテハ、第二審、即チ上告審トシテ、之ガ審理裁判ヲナスベシ。

3、第二審ニシテ、且ツ第三審タル合議裁判所ナリ。

4、控訴院ニハ、一若クハ二以上ノ民事部、刑事部ヲ設置ス。

5、院長ヲ置キ、各部ニハ、部長ヲ置ク。

ロ、事務分配方法

1、控訴院ノ各部ニ於イテ、處理スベキ事務ハ、毎司法年度ノ初メニ於イテ、司法大臣定ムルトコロノ通則ニ從ヒ、院長、部長及ヒ各部ニ於ケル上席判事一人ヲ以テ成レル會議ニ於イテ、之ヲ決ス。多數決ニ依ルモノトス。

2、既ニ着手シタル事務ニシテ、司法年度ノ終期、又ハ休暇前ニ結局セザルモノアルトキハ、控訴院長ニ於イテ、必要ト認ムルトキハ、其ノ從來取扱ヒ來レルトコロノ部ヲシテ、引續キ其ノ事務ヲ結了セシムルコトヲ得ヘシ。

控訴院ニ於ケル事務分配ノ方法ハ、裁判所構成法第三十六條ニ於イテ、地方裁判所ノ規定タル同法第二十二條、第二十三條ヲ適用スルコト、ナル。

裁判所構成法第三十八條 事務ノ分配及ヒ終了並ニ判事ノ代理ニ付テハ第二十二條、第二十三條及ビ第二十五條ヲ左ノ變更ヲ以テ、控訴院ニ適用ス。

第一、前項ニ掲ケタル各條ヲ以テ、地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ、控訴

院ニモ之ヲ與ヘタルモノトス。

第二、控訴院ノ判事差支ノタメ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ズ、且同院ノ判事中、其ノ代理ヲナシ得ベキモノナキ場合ニ於イテ、其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ、判事ヲ出スベキ旨、控訴院所在地ノ地方裁判所長ニ通知シ、其ノ裁判所ノ判事ヲシテ、代理ヲナサシムルコトヲ得。但シ豫審判事ヲ用フルコトヲ得ズ。

各地方裁判所ノ事務ハ、司法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ各部及ビ、各豫

註
裁判所
構成法
第二
十條

審判事ニ之ヲ分配ス。
各地方裁判所ノ各部長及ビ部員ノ配置及ビ所長、部長、部員差支アルトキノ代理モ亦毎年以前以テ之ヲ定ム。
前二條ニ掲ケタル諸件ハ、裁判所長、部長及ビ部ノ上席判事一人ノ會議ニ於イテ、裁判所長、會長トナリ、多數ヲ以テ之ヲ決ス。可否同數ナルトキハ、會長ノ決スル所ニ依ル。
地方裁判所長ハ、次年自カラ部長トナルベキ部ヲ指定スベシ。
或ル部ニ於テ着手シタル事務ニシ

一四、控訴院

註
裁判所
構成法
第二
十條

註
裁判所
構成法
第二
十條

テ司法年度ノ終若クハ休暇ノ初ニ臨ミ、未ダ終結ニ至ラザルモノハ、裁判所長便利ト認ムルトキ、同部員ヲシテ引續キ之ヲ結了セシムルコトヲ得。
豫審判事ノ取扱フ事務ニシテ、未ダ結了ニ至ラザルモノモ亦前項ニ同ジ。
地方裁判所ノ判事差支ノタメ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ズ但同裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ベキ者ナキ場合ニ於イテ其ノ事件緊急ナリト認

ハ、事物管轄

1、第二審

ムルトキハ、裁判長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫審判事ニ其ノ代理ヲ命ズルコトヲ得。

即チ控訴審トシテハ、地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴ノ審判ナリ。

2、第三審

即チ上告審トシテハ、區裁判所ノ判決ニ對セル控訴ニ付キ、爲シタルトコロノ地方裁判所ノ判決ニ對スル上告ノ審判ナリ。

3、抗告審

地方裁判所ノ決定命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告ニ付テノ審判ナリ。

ニ、皇族ニ對スル民事訴訟ノ裁判方式

1、特別專屬管轄

東京控訴院ニハ、皇族ニ對スル專屬管轄アリ。其ノ第一審、第二審トモニ、控訴院ノ裁判方式ニ依ルカ如シトイヘドモ、裁判所構成法ニハ、特別ノ方式手續ヲ設ケタリ。

い、第一審ノ裁判

民事訴訟ノ第一審ハ控訴院ニ於イテ、之ガ審判ヲナスベシトイヘドモ、其ノ方式ハ、地方裁判所ノ第一審ノ手續ヲ適用スベク、其ノ判事ハ、五人ヲ以テ組立

2、裁判方式

ろ、第二審ノ裁判

ツベキモノトス。

第二審ナルトキハ、其ノ方式ハ、普通臣民ノ訴訟ト相等シク、控訴院ノ第二審ノ方式ニ從フベシト雖モ、七人ノ判事ヨリ組織セラレタル部ニ於イテス。

控訴院ニ於テ、判事差支ヲ生ジタルノ故ヲ以テ或ル事件ヲ處理スルコトヲ得ズ、且ツ同院中ニ於イテ、豫メ

1、代理スベキ判事

1、

定メ置キタルトコロノ代理ノ順序ニ從ヒテ、代理スベキモノモ亦差支ヲ生シ、又ハ缺員ヲ生ジテ、補充スルコト能ハザル場合ニ至リシガ、其ノ事件ハ、中止スルヲ得ザル緊急事件ナリト認ムルトキハ、控訴院長ハ、其ノ所在地ノ地方裁判所ニ通知シテ其ノ判事ヲ一時控訴院ニ執務セシメ、其ノ欠缺ヲ補ハシムルコトヲ得ベシ。

本、
判事
代理
關スル
法則

豫備判
事ヲ用
コトヲ
得

2、
右ノゴトク代理書ヲ控訴院
所在地ニ於ケル地方裁判所
ヨリ之ヲ執ルハ、唯便宜ニ
從ヒタルマ、ニシテ、別ニ
意義ナシ。

控訴院ニ於イテハ、豫備判事ヲ用フ
ルコトヲ得ズ。蓋シ控訴院ノ事務
ハ、其ノ手續ヲ鄭重ニナシ、遺漏ナ
カラシメンコトヲ期シタレバナ
リ。

1、性質

- 1、全國唯一ノ最高司法府ニシテ、七人ノ判事ヲ以テ組織セラル、裁判所ナリ。
- 2、法律ノ適用ト其ノ解釋ニ付テ、之ガ上告ヲ受クベク、之ガ裁判ヲナストコロノ裁判所ナリ。
- 3、其ノ目的トスルトコロハ、法律ノ適用解釋ヲ等一ナラシムルヲ以テ、其ノ目的トス。
- 4、一又ハ二以上ノ民事部及ビ刑事部ヲ設置スルハ他ノ裁判所ニ於ケルト異ナラズ。
- 5、院長ヲ置キ、各部ニ部長ヲ置キ、事務分配、指揮監督ヲナサシム。

口、職務限員更式
部トノ命令

- 1、職務限
其ノ院内ニ於ケル一般ノ事務ヲ指摘シ且ツ行政事務ノ監督ヲナシ、事務分配並ニ判事代理ノ順序ヲ定メ、部員ノ變更等ヲ命ズ。
- 2、方式
院長ハ、何時ニテモ、部長、部員ノ變更ヲ命ズルコトヲ得ベシ。然レドモ、其ノ方式トシテハ、必ズ其ノ部長又ハ部員ノ承諾ヲ經ザルベカラス。

い、
每司法年度ノ初ニ於イテ、院長ハ、部長ト協議ヲナシ、以テ豫メ之ヲ定ムベキモノトス。

1、事務分配

院長ハ、次年度ニ於イテ、自カラ上席セントスルトコロノ部ヲ豫メ定メ置カザルベカラス。

事務分配ハ、一タビ定マリタル後ハ、其ノ司法年度内ニアリテハ、之ヲ變更セザルヲ以テ、原則トス。然レドモ裁判所構成法第二十四條、第四十八條ノ例外アルコトヲ注意スベシ。

は、

ろ、

ハ、
事務分配
則理法配事
ノトノ
法代方分

2、代理
關スル
法則

裁判所
構成法
第二十四條
既出。

註
裁判所
構成法
第四十條
大審院長ハ何時ニテモ部長若クハ部員ノ承諾ヲ得テ、之ヲ他ノ部ニ轉セシムルコトヲ得。

判事ニ差支ヲ生ジタルガタメニ、或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ズ、且ツ同院ノ判事中、其ノ代理ヲナシ得ベキ場合ニ於イテ、其ノ事件緊急ニシテ一時之ヲ中止スルコトヲ得ザルモノト認メタルトキハ、之ヲ代理スベ

註

3
部員變更ノ場合於ケル事務取扱方

キ判事ヲ差出スベキ旨ヲ其ノ所在地ノ控訴院長ニ通知シ、其ノ控訴院ノ判事ヲシテ之ガ代理補充ヲナサシムルコトヲ得ベシ。

部ノ組立ヲ變更シタル場合ニ於イテ、取扱中ニ係ル事務アルトキハ、裁判所構成法第二十二條ノ規定ニ從ヒテ、大審院長ハ、部員ノ變更後トイヘドモ、便宜上引續キ同一ノ部員ヲシテ、未決ノ事務ニ限り、之ガ終結ヲナサシムルコトヲ得ベシ。

い、効力

大審院ニ於イテ、爲シタルトコロノ判決、即チ其ノ裁判ノ理由トシテ爲シタル宣言ハ、其ノ訴訟事件ニ限リテ、控訴院以下ノスベテノ裁判所ヲ羈束スルモノトス。故ニ、下級裁判所ニ於イテ、常ニ大審院ノ發表シタル意見ニ準據セザルベカラザルモノトス。

一五、大審院

1、効力

ろ、理由

大審院ハ、唯一最高ノ裁判所トシテ、法律ノ適用解釋ノ統一ヲ圖ルヲ以テ、本務トナスモノナレバ、其ノ下シタル解決ニ付テハ、下級裁判所ガ、之ト相異ナルトコロノ見解ヲ持シテ、之ガ裁判ヲナストイヘドモ、大審院ニ出ツルトキハ、再ヒ破棄セラル、ハ當然ノコト

い、概括

ナリト云フベシ。故ニ法律ハ、絶對的大審院ノ判決ハ、其ノ事件ニ付キ、下級裁判所ヲ羈束ストナシタル所以ナリ。
上告ニ係ル事件ノ法律點ニ付キ、大審院ノ下シタル判決ハ、其ノ事件ニ付キ、下級裁判所ヲ羈束スルモノニシテ之ヲ變更スルハ、概メ

二、判決例

テ重要且ツ大ナルコトナリ。故ニ其ノ手續ハ最モ慎重ナラサルベカラス。裁判所構成法ハ其ノ第四十九條ニ於テ特ニ之ヲ規定セリ。

大審院ノ或ル部ニ於イテ、上告事件ノ審問ヲナシタル後、法律ノ同一點ニ付キテ、曾テ

1、

一又ハ二以上ノ部ニテナセル判決ト相反スル意見ノ發生シタルトキハ、其ノ部ニ於イテハ、自己ノ見解ヲ以テ、前ノ判決ト相反スル判決ヲ下スコトヲ得ズ。此ノ場合ニ於

2、變更ノ
方式

ろ、方式

イテハ、必ス之ヲ院長ニ報告セザルベカラズ。

右ノ報告ヲ受ケタルトコロノ院長ハ、其ノ事件ノ性質ニ從ヒ、左ノ方法ニ從ツテ、再ビ審問ヲ開始シ、之ガ裁判ヲナ

2、

スベキコトヲ命ズ。(一)其ノ事件ノ刑事ニノミ相關スルモノナルトキハ刑部總部ノ聯合ヲ以テ、之ヲ組織シ、以テ裁判ヲナス。(二)事件ガ、民事ニノミ相關スルトキハ、民

事總部ノ聯合ヲ以テ、之ヲ組織シ、以テ裁判ス。(三)若シ其ノ事件ニシテ民事事ノ双方ニ關係アルトキハ、民事、刑事各總部ノ總聯合ヲ以テ、之ヲ裁判ス。

1、意義

は、結果
 聯合部ガ、審問ノ結果判決例變更ノ必要アルトキハ新ナル理由ヲ以テ、之ヲ判決スベク、其ノ必要ナキトキハ、舊判例ト同ジキ判決ヲナスベシ。

大審院ハ、上告審トシテノ裁判權ヲ行使スルヲ本則トストイヘドモ、左ニ列記セル刑事事件ニ件テハ、第一審トシテ、而モ終審トシテ、審判ヲナストコロノ特別管轄ヲナスモノ

ホ、
刑事事件ノ
特別管轄

2、
刑事事件ノ
種類

ナリ、是レ裁判所構成法第五十條ノ
規定ナリ。

- い、天皇、太皇太皇、皇太后、
皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ
對シ、危害ヲ加ヘ、又ハ加
ヘントシタル罪（刑法第七
十三條）。
- ろ、皇族ニ對シ、危害ヲ加ヘ、
又ハ加ヘントシタル罪（刑
法第七十五條）。
- は、内亂ニ關スル罪（刑法第七
十七條乃至第七十九條）。

に、皇族ノ犯シタル罪ニシテ、
禁錮以上ノ刑ニ處スベキモ
ノ。

3、
審問ス
ベキ場
所

- い、本則及ヒ裁判ハ、トモニ大
審院ノ法廷ニ於イテス
ルヲ本則トス。
- ろ、例外
大審院ノ管轄事件ニ外
ナラザレバ、其ノ審問
性質上此ノ本則ニ依リ
難キ場合ニアリテハ、
裁判所構成法第五十一
條ニ依リテ、控訴院又

ハ地方裁判所ニ於イテ
法廷ヲ開クコトヲ得。

大審院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有
ス。

第一 終審トシテ

(イ) 第三十七條第二ニ依リ爲
シタル判決及ビ第二十八條ノ
第一審ノ判決ニ非ザル控訴院
ノ判決ニ對スル上告。

(ロ) 控訴院ノ決定及ビ命令ニ
對スル法律ニ定メタル抗告。

第二 第一審ニシテ終審トシテ

註
裁判所
構成法
第五十條

刑法第七十三條、第七十五條及ビ
第七十七條乃至第七十九條ノ罪
並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁
錮以上ノ刑ニ處スベキモノノ豫
審及ビ裁判。

〔參照〕刑法。

第七十三條 天皇、太皇太后、皇
太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫
ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘント
シタル者ハ死刑ニ處ス。

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加
ヘタルモノハ死刑ニ處シ加ヘン

トシタルモノハ無期懲役ニ處ス。

第七十七條 政府ヲ顛覆シ邦土ヲ
僭窃シ其ノ他朝憲ヲ紊亂スルコ
トヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル
者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ
從テ處斷ズ。

一、首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ
處ス。

二、謀議ニ參與シ又ハ群集ノ指
揮ヲ爲シタルモノハ無期又ハ
六年以上ノ禁錮ニ處シ其ノ他
請般ノ職務ニ從事シタルモノ

註

ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ
處ス。

三、射和隨行シ其ノ他單ニ暴動
ニ干與シタル者ハ三年以下ノ
禁錮ニ處ス。

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀
ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以
下ノ禁錮ニ處ス。

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又
ハ其ノ他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ
罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ
禁錮ニ處ス。

註
裁判所
構成法
第五十
條

前條第二ニ掲ケタル事件ニ付大審
院ハ必要ナリト認ムルトキハ事件
ノ審問裁判ヲナス爲控訴院若ハ地
方裁判所ニ於テ法廷ヲ開クコトヲ
得。

此ノ場合ニ於テハ控訴院判事ヲ以
テ部員ニ加フルコトヲ得但シ其ノ
半數ニ滿ツルコトヲ得ズ。

第二編 裁判所及ビ檢事局ノ官吏

1、
判事又ハ檢事ニ任ゼラル、ニハ、左ニ記載シタルモ
ノ、外ハ、二回ノ競争試験ヲ經ザルベカラス。

1、
三年以上帝國大學法科教授若クハ辯護士タ
ル者。是等ハ第一回、第三回ノ試験ハ、トモ
ニ之ヲ經ルコトヲ要セザルナリ。

2、
帝國大學法科卒業生、是ハ第一回試験ヲ免
除セラル、ニ過ギス。

一、判事檢事 トナルノ 資格

ハ、試 補

第一回試験ハ、學術ノ試験ニシテ、第二回
ハ、更ニ其ノ學術ト其ノ應用ノカトヲ試験
ス。

第一回試験ニ及第シタルモノ及ビ帝國大學法科
卒業生ハ、第二回ノ試験ヲ受クルニ至ルマデ、
試補トシテ、裁判所及ビ檢事局ニ於イテ、三年
間實地練習ヲナスヲ要ス。然レドモ、其ノ期間
長キニ失スルモノトシテ、本法施行以來、特別
注令ヲ以テ、一年六ヶ月マデニ之ヲ短縮シテ第
二回試験ヲ行フコト、セリ。

第一回試験資格及ビ實地修習ニ關ス
ル等ノ細則ハ、明治二十四年五月、

イ、職務

目的

司法省令第三號ヲ以テ、發布セラレタルトコロノ判事、檢事登用試験規則ニ其ノ詳細ナル規定アリ。裁判所又ハ檢事局ニ附屬シテ、實地ニ事務ノ練習ヲナスニアリ。

2. 職務

イ、司法大臣ハ、區裁判所檢事代理ヲ命ズルコトヲ得ベシ。一年以上練習シタル司法官試補ハ、其ノ修習上ニ付キ、現ニ監督スル判事ノ命アルトキハ、區裁判所ニ於テ、或ニ司法事務ヲ取扱フコトヲ

ニ、司法官試補ノ職務權限

ロ、權限

取扱フコトヲ得ザル事件

得ルモノナリ。豫審判事及ビ地方裁判所ノ受命判事ハ、其ノ附屬ノ試補ヲシテ自己ニ代リテ、或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ベシ。訴訟事件ト非訟事件トニ拘ハラズ裁判ヲナスコト。證據調ヲナスコト。但シ豫審判事又ハ受命判事ニ代リテ、事務ヲ取扱フハ、此ノ限ニアラズ。は、…登記ヲナスコト。

三、豫備判檢

1、性質

第二回試験ニ及第シテ、新ニ任命セラレ、未ダ現實ノ補職ナク、單ニ司法省又ハ地方裁判所、區裁判所又ハ其ノ裁判所ノ檢事局ニ勤務ヲ命ゼラレタルモノ。

ロ、職務權

1、正任判事ニ差支アルトキハ、其ノ事務ヲ執ルコトヲ得ベシ。

2、通常ノ事務章程ニ依レル代理アラザル場合ニ於イテ、其ノ差支アル判事又ハ檢事ノ代理トナリテ、裁判事務ヲ執ルコトヲ得ベシ。

1、大審院 勅任判事中ヨリ天皇之ヲ補ス。即チ所謂親任官ニ屬ス。

2、控訴院長 司法大臣ノ上奏ニ依リ、勅任判事中ヨリ之ヲ補ス。

い、司法大臣ノ補スルトコナリ。此ノ補職ニハ、左ノ制限アリ。

五年以上判事タルモノ又ハ五年以上檢事、帝國大學法科教授若クハ辯護士ニシテ、判事ニ任ゼラレタルモノニアラ

3、大審院判事

補職ノ形式

ろ、制限

は、
 ザレハ、控訴院判
 事ニ補セラル、
 コトヲ得ザルナ
 リ。
 十年以上判事タ
 ルモノ又ハ十年
 以上検事、帝國大
 學法科教授若ク
 ハ辯護士ニシテ
 判事ニ任ゼラレ
 タルモノニアラザレ
 ハ、大審院判事。

四、判事

1、公然政治關係禁止

判事ニシテ公然政治ニ關係スルト
 キハ、其ノ紛争ノ渦中ニ投シ、之ガタ
 メ人情ノ弱點タル我田引水ニ傾キ、
 公明正大ナル判断ヲ誤ク、之ガタメ
 ニ偏頗ノ裁判ヲナスノ虞ナシトセ
 ズ。是ニ此ノ制限ヲ設ケテ規定シ
 タル所以ナリ。

2、政社地方議員ノ得ズ

政黨ノ黨員、政社ノ社員又ハ府縣市
 町村ノ議會ノ議員トナルコトヲ得
 ズ。然レドモ、帝國議會ノ議員トナ
 ルハ之ヲ禁セズ。是レ衆靈ノ歸スル
 トコロノ人材ヲ舉ゲテ國家重大ノ

2、在職中
禁制事項

3、財物目的
公務就
務ニ就
クコト
ヲ得ズ

4、商業ヲ
營ム事
ヲ得ズ

（事ヲ議セシムルノ必要アレハナリ。俸給アルカ、又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスルトコロノ公務ニ就クコトヲ得ズ。此クノ如キ職務ニ就クトキハ判事ガ一意専心、裁判事件ニ心ヲ傾クルガゴトキハ、自カラ粗トナラザルヲ得ザルノミナラズ、其ノ威嚴ヲ損スルノ虞アレバナリ。商業ヲ營ミ、其ノ他行政上ノ命令ヲ以テ業務ヲ營ムコトヲ得ズ。其ノ之ヲ禁止シタルハ、前項ニ於ケル理由ト相異ナラズ。

3、判事終
身官
タル
由

1、理由

判事ハ、國家ノ裁判權ヲ行使スルモノニシテ、人民ノ生命、身體、自由、名譽、財産等ノ安否ハ、一ニ判事其ノ人ノ判斷力ニアルモノナレハ、其ノ任命ノ資格ノゴトキハ、最モ嚴正ナラザルベカラズ。且ツ之ト同時ニ其ノ地位ノゴトキモ、安泰ナラザルベカラズ。是レ判事ニ終身官タルノ地位ヲ與ヘテ、濫リニ免官、退官セラルノコトナキモノトシ、不滿不黨、毫モ情實ヲ狭ムコトナク、其ノ職務ニ一意専心ナラシムルガタメ

裁判所及ビ檢事局ノ官吏

2、期限

ニ外ナラズ。

い、刑法上ノ宣告又ハ懲戒處分。

ろ、判事カ、身體又ハ精神ノ衰弱ニ依リ、職務ヲ執ルコト能ハザルニ至リタルトキ。

は、法律ヲ以テ、裁判所ノ組織ヲ變更シ、又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ、其ノ判事ヲ補スヘキ缺位ナキトキ。

検事ハ、自カラ裁判ヲナスモノニアラザレハ、判事ト同一ニ論ズベカラ

1、待遇ノ補任ノ形式

1、待遇

ズト雖モ、其ノ職奏上、判事ト相讓ルコトナキモノナリ。何トナレバ、所謂公益ノ代表者トシテ司法事務ノ重要ナル地位ニ立テルモノナレバナリ。且ツ終身官タルノ明文ハ、法律之ヲ明定セストイヘドモ、刑法ノ宣告又ハ懲戒處分ノ場合ヲ除クノ外ハ、其ノ意ニ反シテ、免職セララル、コトナシト規定セラレタリ。

2、補任ノ形式

い、長検事
長
司法大臣ノ上奏ニヨリテ、勅任検事中ヨリ之ヲ補ス。

ろ、其ノ他司法大臣之ヲ專行スル
ノ檢事モノナリ。

各裁判所ニ於ケル相互ノ關係ハ、決
シテ獨立的ノモノニアラズシテ、極
メテ相密接シタルトコロノ關係ヲ
有スルモノニシテ、其ノ最高ノ首長
ハ、司法大臣ニアリ。故ニ各裁判所
ノ檢事局ハ、國家ノ檢事局ノ一部ニ
ナリト云フコトヲ得ベク、之ヲ檢事
同一體ナリト云フ。是レ即チ原則
ニシテ、一ニ檢事不可分ノ原則ト云
フ。

1、
檢事同
一體

口、
同一體
ト相互
代理
ノ規則
法

い、
檢事ハ、所謂同一體ナルヲ
以テノ故ニ、一人差支アレ
バ、他ノ檢事ハ、直ニ之ニ
代ルコトヲ得ベシ。即チ其
ノ代理ヲナスコトヲ得ルモ
ノナリ。

ろ、
檢事總長、檢事長、檢事正
等ノゴトキハ、其ノ管轄區
域内ニアリテ、或ル檢事ノ
行フベキトコロノ事務ハ、
何時ニテモ他ノ檢事ヲシテ
之ヲ代行セシムルコトヲ得

五、檢事

裁判所構成法

2、
相互代理ノ法則

は、

ベク、又ハ其ノ事務ヲ他ノ
檢事ニ移スコトヲ得ルナリ。
如上代理ノ法則ハ、同等ノ
檢事相互ノ間、及ビ下級檢
事ガ、差支アル上官ヲ代理
スルコトアル場合ニノミ行
ハル、モノニシテ、其ノ他
ノ場合ニハ、行ハル、モノ
ニアラズ。
凡ソ檢事ノ首長ハ、司法大
臣ニシテ、系統ヲ追フテ、
直下シ、其ノ上下ニ於ケル

裁判所及ビ檢事局ノ官吏

に、

關係ハ、命令權ヲ以テ連繫
セシメラレ、上官タルモノ
ハ、命令權ヲ以テ、下級檢
事ヲシテ或ル事ヲ行ハシ
メ、又下級檢事ノ職務ヲバ、
範圍内ニアルトコロ事務
ハ、上官自カラ之ヲ採ツ
テ、取扱フコトヲ得ルモノ
トス。サレバ其ノ間ニ於
イテ、代理關係ノ行ハル
ベキモノニアラザレハナリ。

ハ、司法警察官トノ關係

1、關係

司法警察官ハ、刑事訴訟法第四十七條ニ依ルトキハ、檢事ノ補任トナリテ、其ノ指揮命令ヲ受クルモノナレバ、檢事ノ職務、其ノ管轄區域内ニ於イテ、發シタルトコロノ命令ハ之ヲ奉ゼザルベカラズ。而シテ檢事ノ補任トシテ之ニ從事スベキモノハ、刑事訴訟法第四十七條第二項ニアリ。左ノ如シ。

2、檢事ノ補任者

- い、……警視、警部長、警部、警部補。
 - ろ、……憲兵將校、下士。
 - は、……島司。
 - に、……郡長。
 - ほ、……林務官。
 - へ、……市町村長。
- 警察官ニハ、司法警察官ト、行政警察官トアリテ、其ノ職務上ニ於ケル區別ハ、劃然タル限界アリトイヘドモ、其ノ任ニアルモノハ、同一ノ

司法警察官

人ニシテ、如何ナルモノガ、司法警察官トシテ、其ノ事務ヲ執ルヤ、時ニ或ヒハ、紛雜ヲ來タスノ恐ナシトセズ。故ニ豫メ司法警察官タルモノヲ定メ、司法省又ハ検事局ト、内務省又ハ地方官廳ト協議シ、便宜之ヲ定メ置カル、モノトス。

1、書記課

1、職務

各裁判所ニハ、必ズ一以上ノ書記課ヲ置キ、又地方裁判所以上ノ検事局ニモ之ヲ置ケリ。此ノ書記課ナルモノハ、裁判所書記ナル職名ヲ有シ、専ラ文書ノ往復、會計ノ整理、記録ノ調製ヲ以テ、其ノ専任ノ職務トス。

書記課ニハ、監督書記又ハ書記長ヲ置キテ、其ノ書記課ノ監督ヲナサシム。而シテ書記ハ、其ノ上官タル判事又ハ検事ノ命令ニ服従シ、其ノ指揮ヲ受ケテ、書記課ノ事務ヲ執ル。

2、監督

監督書記ハ、地方裁判所ノ書記課及ビ二人以上ノ書記ヲ置キタル區裁判所及ビ検事局ノ書記課ニ置キ、書記長ハ、控訴院及ビ大審院ノ書記課ニ置ク。

い、書記長

大審院、控訴院ノ書記課ニノミ之ヲ置クモノニシテ、其ノ任ノ重キモノナレバ、奏任トシ、司法大臣自カラ之ヲ補職ス。其ノ任重クシテ、司法

1、叙任ノ形式

裁判所及ビ検事局ノ官定

六、書記

口、叙任ノ形式ノ資格

ろ、書記

事務ヲ取扱フモノナレバ、判任ノ待遇ヲ受クルトイヘドモ、司法大臣之ガ任官ヲナシ、且ツ補職ス。

い、試験

書記ハ、一定ノ試験ヲ經ルニアラザレバ、其ノ職ニ任ゼラル、コトナシ。即チ書記登用試験ニ及弟シ、一定ノ修習ヲ經タルモノニアラザレバ、本官ニ任ゼラ

2、資格

ろ、修習

（ル、コトナシ。登用試験ニ及弟シタルモノハ、一定ノ期間内ニ於イテ、實地ノ事務ヲ修習シ、然ル後、本官ニ任ゼラル、モノトス。是レ普通文官ノ任用ニ其ノ例ヲ見ザルトコロナリ。

書記ハ、其ノ上官ノ開廷中ニアリテハ、裁判長又ハ一人ノ判事ノ命令、特別ノ事務ニ就キテ、判事又ハ檢事ニ附屬シタル場合ノゴトキハ、其

裁判所及ビ檢事局ノ官吏

ハ、
記録調製ノ權能

ノ判事又ハ檢事ノ命令ニ從ハザルベカラザルハ
論ヲ埃タズ。然レドモ、記録調製ハ、書記ガ、
法律ニ依リテ、付與セラレタル義務ト權能ナル
ヲ以テ、主任者タル判事又ハ檢事ノ感得シタル
事ト、自己ガ聽取シタル事ト相一致セザル場合
ナキニシモアラザルベシ。此クノ如キ場合ニ於
テハ、判事又ハ檢事ヨリ其ノ記録ノ變更ヲ命ゼ
ラレンカ、此ノ命ニ從ハザルベカラズトイヘド
モ、自己ノ意見ヲ記載シテ、其ノ調製ヲ變更シ
タル書類ニ添附シ置クコトヲ要ス。

一、補任ノ形式

司法大臣ニ於イテ、之ヲ補任スルハ、其ノ本則トスルトコロナリ。然レドモ、執達吏ナルモノハ、其ノ職務ノ左マデ重大ナルモノニアラズ。且ツ地方ノ事務又ハ事務ノ緩急ニ應ジテ他ノ上官ヲシテ、之ガ任官補職ヲナサシムルノ便宜ナルニ如カザル場合多カルベシ。故ニ斯クノ如キ場合ニアリテハ、司法大臣ハ控訴院長ニ委任シテ、其ノ管轄区域内ニ於ケル執達吏ヲ補任セシムルコトヲ得ルモノトセリ。

執達吏ハ、司法大臣之ヲ任ジ及ビ之ヲ補ス司法大臣ハ控訴院長ニ其ノ管轄区域内ノ裁判所ノ執達吏ヲ任

七、執達吏

二、職務執行ノ區域

- 1、…登用試験ニ及第シタル者。
 - 2、…特殊ノ學校ヲ卒業シタル者。
 - 3、…書記試験ニ及第シタル者。
 - 4、…判任官以上ノ職責ニ在リタル者。
 - 5、職務ノ修習ニ付テハ、六ヶ月以上トス。
- 其ノ所屬ノ區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄区域内ハ、何レノ場所ニ於イテモ、其ノ職務

裁判所構成法第九十五條

シ及ビ補スルノ權ヲ委任スルコトヲ得。執達吏ニ任ゼラル、ニ必要ナル資格並試験ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム。

（ヲ行フコトヲ得ベシ。）

執達吏ハ、書記ニ附隨シテ、其ノ監督ヲ受クルモノニアラズト雖モ、其ノ書記ノ指示スルトコロニ依リテ、其ノ職務ヲ行フモノトス。其ノ所屬區裁判所ノ判事ノ命ヲ受ケタル書記又ハ其ノ區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ノ所長、部長等ノ命ヲ受ケタル書記ノ發セル命令ハ、執達吏コレヲ遵奉シテ、其ノ職務ヲ執行スベキモノトス。

ホ、命令者

執達吏ハ、法律ノ規定ニ從ツテ、民事ノ強制執行ヲナシ、又ハ罰金ノ徵收ヲ委任セラレテ、直接ニ財産上ニ

執達吏ノ保證金ヲ納ムル理由

於ケル取扱ヲナスコト少ナカラザレバ、若シ執達吏ニ於イテ、適切ニ其ノ職務ヲ行ハザルカ、若クハ委託ヲ受ケタル金錢ヲ費消スルガ如キコトアラシニハ、之ガ賠償ノ資ニ供シ、又其ノ職務ヲ確實ナラシムルガためニ、保證金トシテ、一定ノ金額ヲ提供セシムルコト、ナシタル所以ナリ。

八、廷

丁

イ、本務

ロ、臨時事務

註
裁判所
構成法
第九十
九條

執達吏ハ其ノ職務ヲ適宜ニ行フ爲
保證金ヲ出スコトヲ要ス。
執達吏ノ職務細則並保證金ニ關ル
規則ハ司法大臣之ヲ定ム。

法廷ニ出頭シテ公判開廷ニ於ケル雜事ニ服スル
モノトス。此ノ場合ニ於イテ、其ノ取扱フベキ
服務方法ハ司法大臣ノ定メルトコロニ依ル。
區裁判所ハ、執達吏病氣其ノ他ノ事務ニ依リ、
書類送達ノ任ニ就クコト能ハザルトキハ、臨時
廷丁ヲ用ヒテ、其ノ裁判所ノ所在地ニ於イテ、
書類送達ノ用ニ充テシムルモノトス。

第三編

司法事務ノ取扱

1、開廷

1、意義

裁判ノ對審判決ハ、或ル特殊ノ場合ヲ除クノ外、必ズ之ヲ公開スベキモノナリトハ、憲法第五十九條ノ原則ニ基カザルベカラザルモノニシテ、公判廷ヲ公開スルヲ云フ。

2、場所

裁判所又ハ支部ニ於イテスルハ、其ノ本則ナリ。然レドモ、司法大臣ニ於イテ、必要ノ認ムルトキハ區裁判

所ニ限り、其ノ管轄區域内ニ於ケル一定ノ場所ニ於イテ、之ガ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ルナリ。

婦女、兒童ノゴトキハ、成年ノ男子ト異ニシテ、トカク感情ニ激發シ易クシテ、抑制シ難キモノナリ。而シテ動モスレバ喧騒シ易キノミナラス、智識ノ程度ニ於イテモ、公平ノ維持ニ資スルコト少ナキニ依レリ。又此ノ場合ニアリテ、相當ナル服裝ヲナサザルモノハ、男女長幼ノ別ナク、法廷ニ於ケル威嚴ヲ損スルコト

1、

婦女及兒童
相當ノ
服裝ヲ
ナザル
者

一、公判廷

ロ、
公判廷ヲ退法
去セシムベキ
者

2、

審問妨害
又ハハ
害又ハハ
不當ノ
行為ヲ
ナス者

大ナルモノアルヲ以テ、裁判長ニ此ノ退廷命令ノ權ヲ附與セル所以ニ外ナラズ。

是等ハ、秩序ヲ害スルコトノ大ナルモノアルヲ以テ、其ノ行為ノ過失ニ出ヅルト、故意ニ出ヅルトハ、固ヨリ問フトコロニアラズ。スベテ客觀的ニ其ノ害ヲ生ズル場合ハ、裁判長ノ職權ヲ以テ、退廷ヲ命ズルコトヲ得。

開廷中ニ於ケル秩序維持ハ、極メテ緊要ナル事ニシテ、其ノ維持權ハ、

ハ、
開廷中
ノ秩序
維持

1、

秩序維持
權者

裁判長ニ屬スルヲ原則トナス。然レドモ、豫審判事、受命判事及ビ法律ニ從ヒ其ノ職務ヲ行フ試補ハ、特定ノ場合ニアリテハ、秩序維持權ヲ有ス。

い、
退廷ヲ
命ズル
コト

1、... 婦女兒童。

2、 相當ノ衣服ヲ着用セザル者。

3、 審問ヲ妨害スル者。

4、 不當ノ行狀ヲナス者。

維持權
ノ活動
形式

罰金又
ハ拘留
ニ處ス
ルコト

1、
審問ヲ妨害ス
ル者。

2、
不當ノ行狀ヲ
ナス者。

必要アリト認
ムルトキハ、右
等ノ者ヲ拘引
シ、開廷ノトキ
マデ拘留シ、尙
ホ閉廷ノトキ
ニ必要アリト
認ムルトキハ、

3、

證人
ノ鑑
定人
ガ鑑
定
不
當
行
爲
ヲ
シ
タル
場
合

證人、鑑定人ノゴトキハ、法律ノ規
定ニ從ツテ、最モ誠實ニ其ノ知レル
トコロヲ虚構ナク陳述シ、又ハ之ガ
鑑定ヲ行ハザルベカラズ、然ルニ其
ノ審問ヲ妨害シ、又ハ不當ノ行爲ヲ
ナシタルトキハ、普通ノ傍聽人等ト
異ナリテ、其ノ罪輕カラズ。故ニ此

五圓以下ノ罰
金又ハ五日以
内ノ拘留ニ處
スルコトヲ得
ルモノトス。

二、
法廷ニ於ケル
不當行
爲者ノ
制裁

2、
當事者
不當行
爲ヲナ
シタル
場合

辯護士
不當行

ノ場合ニアリテハ、閉廷ヲ待タズシテ、直ニ五圓以下ノ罰金又ハ五日以内ノ拘留ニ處スルコトヲ得ルモノナリ。

此ノ場合ニ於イテハ、前項ニ等シキ處罰ヲ加ヘタル上、仍ホ原告ナルトキハ、本人ノ宥恕ヲ請フカ、又ハ恭順ノ誠意ヲ表シテ、不敬ノ罪ヲ謝スルニ至ルマデハ、其ノ審問ヲ中止スルコトヲ得ルモノナリ。

此ノ場合ニ於イテハ、其ノ辯護士ニ對シ、同一事件ニ件キ、引續キ陳述

3、
爲ヲナ
シタル
場合

ホ懲戒訴追ヲモナスコトヲ得ルナリ。

1、

證人又ハ鑑定人ノ供述ノ不實ニシテ、故意ニ出デ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキモノト
思料セルトキ及ビ證人鑑定人宣誓シテ供述鑑定ヲ肯ンゼザル場合。

スベテ刑事訴訟法ノ規定ニ依ルベシ。

裁判所構成法

ホ、
法廷内
犯罪者
ニ對ス
ルニ處
置

2、

公廷ニ於テ不當行爲
ヲナシ其ノ所爲ガ重
罪又ハ輕罪ニ該ルベ
キモノナルカ又ハ懲
戒上ニ於テ處罰スベ
キモノナル場合

此ノ場合ニアリテ
ハ、裁判長ハ、詳細
ニ其ノ罪責ノ在ル
トコロヲ記載シ、
其ノ事件ニ付テ更
ニ處分スル權限ヲ
有スル官廳タル檢
事局又ハ檢事正ニ
報告ヲナスベシ。
直ニ之ヲ審問シテ
處罰スルコトヲ得
ザルナリ。

司法事務ノ取扱

ヘ、
對審ノ
公開停
止ノ方
法

1、
停止方
法

い、
裁判所ノ決
議

ろ、
公衆ヲ退廷
セシムル前
其ノ理由ト
共ニ停止ノ
旨ヲ言渡ス
場合

公開ノ停止ハ、例
外ニ屬スルモノナ
ルヲ以テ、其ノ手
續ヲ慎重ナラシム
ルニ外ナラズ。

其ノ手續ヲ鄭重ナ
ラシムル所以ニシ
テ、裁判官ノ擅斷
ヲ防止セントスル
ニアリ。

二、補充判事

刑事々件ノ審問ニ際シ、其ノ半途ニシテ部員中ニ差支ヲ生ジタルトキ其ノ缺位ヲ補充シテ、之ガ審判ヲ繼續センガタメニ裁判所長ノ命ニ依リテ、最初ヨリ定員外トシテ、其ノ審

2、公開停止ノ理由

凡ソ對審ノ裁判ハ、之ヲ公開スルヲ以テ原則トスルハ、憲法第五十九條ヲ以テ示サレタルトコロナリ。然レドモ、絶對的之ヲ固守スルトキハ事件ノ性質ニ依リテ、公衆ニ傍聽ヲ許スガタメニ、却テ社會ノ安寧秩序ヲ害シ、善良ノ風俗ヲ紊スニ至ルベキ虞アルヲ以テ、裁判所ノ決議ニ依リテ、之ヲ停止スル所以ナリ。

問ニ列席スル判事ナリ。

イ、原則

裁判所構成法第百十五條ニ依レバ、裁判所ニ於テハ日本語ヲ用フベシトアリテ、之ヲ原則トス。

ロ、例外

外國人ノ當事者タル訴訟ニ關係ヲ有スルモノ、及ビ其ノ訴訟ノ審問ニ參與スル官吏ノ或ル外國語ニ通ズル場合ニ於イテ、裁判長ガ、便利ナリト認ムルトキハ其ノ外國語ヲ以テ、應答スルコトヲ得ルモノトス。

イ、意義

當事者、證人又ハ鑑定人、日本語ニ通ゼズ、又ハ言語ヲ發スルコト能ハザル者アルトキニ當リテ、外國語又ハ形容若クハ舉動ヲ以テ、意思ヲ疏通スルモノヲ云フ。

三、裁判所ニ於ケル用語

四、通事口理由

訴訟當事者、證人又ハ鑑定人ノゴトキハ、必ズ口頭審問ヲナサルベカラザルト同時ニ裁判所ニ於ケル用語ノ如キモ亦一定セリ。故ニ若シ是等ノ人ニシテ日本語ヲ話スコト能ハザルカ、若クハ言語ヲ發スルコト能ハザルトキハ、通事ヲ用ヒザルベカラザルノ必要アルヲ以テ、此ノ規定ヲ設ケラレタル所以ナリ。

ハ、得難キ場合

此ノ場合ニアリテ、書記其ノ言語ニ通ズルトキハ、裁判長ノ承諾ヲ得テ、通事ニ用ヒラル、コトヲ得ルモノナリ。

判事ノ評議ハ、之ヲ公行セズ。故ニ書記ノゴトキ係リ官ノゴトキ以外ノ判事、檢

イ、判決評議ノ方式

1、

事又ハ其ノ上長官トイヘドモ、之ガ傍聽ヲナスコトヲ得ズルモノトス。例外トシテハ、豫備判事及ビ試補ハ、實地ノ見聞ヲ廣ムルガタメニ、傍聽ヲ許スコトヲ得ルモノナリ。

2、

判事ノ評議ハ、裁判長之ヲ開キ、且ツ之ガ整理ヲナスモノトス。其ノ評議ノ顛末、各判事ノ意見、多少ノ數等ノゴトキハ、評議ニ列セル係リ判事ハ勿論、假令傍聽ヲ許サレタル豫備判事及ビ試補トイヘドモ、其ノ秘密ヲ嚴守スルコト、勿論ナリトス。

五、判決評議ノ方式ト

口、

過半数ヲ得ザル場合

1、

金額

過半数ノ意見ヲ得ルコト能ハザルトキハ、過半数ニ至ルマデ、最多額ノ意見ヨリ順次合算シテ之ヲ定ムルモノトス。

3、

評議ニ際シ、各判事ノ意見ヲ述ブベキ順序ハ官等ノ最モ低キモノヨリ始ムベク、裁判長ヲ以テ終リトス。若シ官等ノ相同ジキトキハ、年少者ノ始メ、受命ノ事件ニ付テハ、受命判事ヨリ始ムベキモノトス。而シテ各判事ハ、自己ノ意見ヲ發表スルヲ拒ムコトヲ得ズ。

4、

……評議ハ、多数決ニ依ル。

ノ裁判方法

イ、

裁判所一般ノ標準ナルベキ規則

2、刑事

過半数ノ意見ヲ得ルコト能ハザルトキハ、過半数ニ至ルマデ、被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算シテ決定スルモノトス。司法大臣ノ規定スルコトナリ。凡ソ判事ノ裁判權ハ何人トイヘドモ、豫メ其ノ標準ヲ指示スルコト能ハザルモノナリ。然レドモ、其ノ裁判權ヲ執ル事務ノ方法又ハ其ノ分配ノゴトキハ、一ノ司法行政ノ事務ニ外ナラザレバ、之ニ關スルトコロノ標準ハ、豫メ司法大臣ニ於イテ、訓示スルコトヲ得ルモノナリ。

六、裁判所ノ事務章程

ロ、控訴院以下ノ事務章程

控訴院以下ノ事務章程ハ、控訴院長ニ於イテ、司法大臣ノ發シタル一般ノ規則ニ基キ、其ノ管轄区域内ニ於ケル裁判所ニ對シテ、成ルベク統一ヲ旨トシ、之ガ標準ヲ指示スルコトヲ得ルナリ。

ハ、大審院ノ事務章程

自カラ之ヲ定ムルモノトス。然レドモ、司法大臣ノ定メタル一般ノ規則ニ反對シ、全然獨立ノ許スベキモノニアラザルヲ以テ、其ノ定メタル事務章程ニ付テハ司法大臣ノ認可ヲ得ザルベカラズ。

イ、裁判所ノ休暇

毎年七月十一日ニ起リ、九月十日ニ終ルモノトス。此ノ期間ニアリテハ、休暇部ヲ設クルモノ

(ニシテ、一般ニ司法事務ヲ中止スルモノナリ。

合議裁判所ニ於イテハ、休暇中、其ノ裁判所ノ裁判事務ニ必要ナリトスル人員ヲ以テ、一個若クハ數個ノ休暇部ヲ設ケ、休暇中ニモ出勤シテ、普通ノ場合ニ於ケルガゴトク、裁判ヲ開始スルヲ云フ。其ノ休暇部ノ判事、書記ハ、休暇前豫メ裁判所長ニ於イテ、之ヲ定ムルモノトス。休暇部ニテハ、普通ノ民事事件ハ、之ヲ取扱ハザルモノナルヲ以テ、休暇前、着手セル事件ニシテ、

七、
裁判所休
暇部

1、
休暇部

未ダ終結セザルモノアルトキハ、之ヲ中止スベク、又休暇部ニ屬スル事件ニ付テモ、部員ノ交代アルトキハ、審理更新ノ必要アルヲ以テ、若シ裁判長ニ於イテ、其ノ必要ヲ認ムルトキハ、裁判所構成法第二十三條ノ規定ニ從ヒ、同一判事ヲシテ、其ノ事件ヲ終結セシムルコトヲ得ベク、又休暇部ノ事件ニシテ、既ニ着手シ、休暇中ニ結了セザルモノアルトキハ、休暇後引キツキキ之ヲ審理終結セシムベシ。

日、
休暇部

爲替手形
約束手形
其ノ他流
通證書ニ
關スル請
求訴訟

是等ノ證書ハ、一般ニ有價證券ト稱セラ
ル、モノニシテ、經
濟界ニ於ケル活動ノ
媒介物ニシテ、之ニ
關スル訴訟ノゴトキ
ハ、最モ敏活ニ取扱
ハザルベカラザルモ
ノナレバナリ。
是等ハ、重ニ運輸交
通機關ニ屬スルモ
ノニシ其ノ機關ノ

ろ、
船舶、運
賃又ハ積
荷ニ關ス
ル請求

は、
財産差押
ノ事件

澁滞スルトキハ、延
イテ其ノ損害ヲ被
ルモノアルベシ。
依ツテ之ヲ防ギ、取
引ノ敏活ヲ圖ラン
ガタメニ出デタル
モノナレバナリ。

財産差押ハ、債權ノ
擔保ヲ確實ナラシ
ムルモノナルヲ以
テ、債務者ノ財産ノ
存在ノ明確ナルト

2、

休暇部
取扱部
ノ民事
訴訟事
件

に、

住家其ノ
他ノ建物
又ハ其ノ
或部分ノ
受取、明
渡、使用、
占據若ハ
修繕又ハ
賃借人ノ
家具、所
持品ヲ賃
貸人差押
ニ依ル
訴訟

キ、遲滞ナク之ヲナ
スニアラザレバ、其
ノ目的ヲ達シ難キ
ニ依リテナリ。
此クノ如キハ經濟
上ノ理由ノミナラ
ズ、人々ノ安居ニ關
シ、重大ナル關係ア
ルモノナルヲ以テ、
其ノ係争ノゴトキ
ハ、一日モ忽ニナス
ベカラザルヲ以テ
故ナレバナリ。

ほ、
扶養料ノ
請求

扶養料ノ請求ハ、衣食住ノ費用ヲ受クルトコロノ權利トシテ、日常ノ生活ニ相關スルコト重大ナルモノナルヲ以テ、之ヲ審理スルコト、ナシタレバナリ。

此クノ如キ請求ヲ停止スルハ、其ノ信

へ、
保證ヲ出
サシムル
請求

用シダシ、權利者ヲシテ不測ノ損害ヲ被ラシムルノ虞ナキニシモアラザレバナリ。

と、
着手セル
建築ノ繼
續ニ關ス
ル事件

斯クノ如キ事件ヲ停止スルトキハ、其ノ設計ヲ廢滅ニ歸セシメ、又ハ準備ナシタル材料等ニ對シ恢復スベカラザル損害ヲ生ゼシム

以上ノ外
ノ緊急事
件

ルノ恐アルヲ以テ
ナリ。
如上以外ノ訴訟ニ
シテ若シ休暇中ニ取
扱ハザルモノナル
トキハ、以上ノ訴訟
ト同一又ハ夫以上
不測ノ結果ヲ發生
スルノ虞アルモノ
ト認定セル事件。

八、共助

1、
法律上
ニ於ケ
ル共助

1、意
義

之ヲ廣義ニ解釋スルト狹義ニ解釋
スルトノ別アリト雖モ、茲ニハ狹義
ノ解釋ニシテ、一ノ裁判所ガ、訴訟
法又ハ特別法ノ規定ニ依リテ、他ノ
裁判所ノ補助ヲナスコト、即チ是レ
ナリ。

2、其ノ例

證人訊問ノ囑托、又ハ地方裁判所
ガ、管轄區域内ニ於ケル區裁判所ニ
向ツテ檢證等ヲ囑托スルガ如キ、即
チ是レナリ。

書記課間ニ於イテモ、其ノ權限内ニ屬スル事件
又ハ其ノ配下ノ執達吏ノ權限内ニ屬スル事件ニ

口、書記課ノ共助

付テハ、互ニ法律上ニ於ケル共助ヲナスベキモノトス。書記課ガ、外部ニ對スルトコロノ事務ハ、重ニ裁判ノ執行又ハ書類ノ送達ニヨリ之ヲ行ハシムルニハ、執達吏ヲ以テスルコト、極メテ多キモノナレバ、書記課ハ、執達吏ノ職務ニ關スル事件ヲモ、互ニ相補助スルトコロノ必要アルモノナリ。

明治三十八年三月、法律第六十三號ヲ以テ、公布セラレタルモノ左ノ如シ。

第一條 裁判所ハ外國裁判所ノ囑托ニ依リ民事及ビ刑事ノ訟訴事

件ニ關スル書類ノ送達及ビ證據調ニ付法律上ノ補助ヲナス。

法律上ノ補助ハ所要ノ事務ヲ取扱フベキ地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第二條 受託事項ガ他ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルトキハ受託裁判所ハ囑托ヲ管轄裁判所ニ送致スベシ。

第三條 受託事項ハ日本ノ法律ニ依リ之ヲ施行スベシ。

第四條 囑托ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ

外國裁判所ノ囑托ニ因ル共助

拒絶スベシ。

一 日本ノ法律ニ依レバ受託事項ガ他ノ施行ヲ許スベキモノニ非ザルトキ。

二 受託事項ガ受託裁判所ノ管轄ニ屬セザル場合ニ於テ第二條ノ手續ヲナスコト能ハザル場合。

三 相互條件ノ存セザルトキ。

第四編 司法行政ノ職務及監督權

一、司法行政ノ最高監督權

イ、所在

司法行政モ、一ノ行政事務ニ外ナラザルヲ以テ、他ノ行政權ノ監督ニ於ケルト相異ナルコトナク、其ノ最高監督權ハ、司法行政ノ長官タル司法大臣ニアリ。

ロ、發動ノ形式

司法大臣ニ最高監督權之アリトイヘドモ、自カラ之ヲ行フモノニアラズ。故ニ各裁判所及ビ各検事局ノ首長ヲ以テ、直屬セシメ、其ノ首長ヲ通ジテ、其ノ監督權ヲ行使スルモノトス。

二、大審院長ノ監督權

唯、大審院ノミヲ監督スルモノニシテ、其ノ院長ハ、裁判事務ノ終審トシテ、法律ノ解釋及ビ適用ヲ主宰スベク、以テ大審院ニ於ケル事務ヲ監督スベク、下級裁判所ノスベテヲ監督スルモノニアラズ。

三、検事總長ノ監督權

司法行政事務ニ付キ、其ノ検事局及ビ下級検事局ヲ監督スルノ權限ヲ有スルモノナリ。抑モ検事總長ハ、検事局ノ最高府ナリトイヘドモ、モト検事ノ事務ハ共同ニシテ一體ナルノミナラズ、裁判事務ヲ執行スルモノトハ、自カラ其ノ趣ノ相異ナルモノアルヲ以テ、一人ノ最高官タル司法大臣ヲシテ之ガ監視ノ下ニ全國各裁判所ノ検事局ヲ監督スルノ責ニ任ゼシムルモノト定メタリ。

四、一般ニ於ケル監督ノ形式

一、積極的監督

事務取扱ノ方針等ヲ指示スルモノニシテ、命令權ヲ帶ビタルモノトス。

1、注意ト訓令

官吏ガ、不適合又ハ不充分ノ取扱ヲナシタル事務ニ付キ、之ガ注意ヲ促シ、且ツ適當ニ其ノ事務ノ取扱ヲナスベキコトヲ訓令スルガ如キヲ云フ。

官吏ノ職務上ニ於ケルト、否トニ拘ハラズ、其ノ地位ニ對シテ、不相應ナル行爲ヲナシタル場合ニ於イテ、行ハル、モノトス。若シ此ノ諭告

ロ、消極的監督

告諭

ヲナサントスルトキハ、之ニ先キダチテ、其ノ官吏ヲシテ之ガ辯明ヲナスコトヲ得セシムベシ。是レ上官ノ專恣ヲ防グノ一助トモナルモノナレバナリ。

3、訴追懲戒

官吏其ノ職務ヲ適當ニ行ハザルモノ、其ノ行爲ガ、其ノ地位ニ不相應ナルモノニ付キ、前項(1)及ビ(2)ノ方法ヲ盡スト雖モ、尙ホ其ノ効果ノ見ルベキモノナク、又ハ最初ヨリ其ノ必要アリト認メタル場合ニ於イテ行ハル、モノトス。

五、司法警察官ノ受ク
ル司法行政
監督權

イ、裁判所構成法第十
八條ニ依リ、區裁
判所檢事局ノ事務
ヲ取扱ノ警察官、
憲兵將校、下士、
林務官又ハ郡市町
村長………
ロ、裁判所構成法第八
十四條ニ依リ、常
ニ檢事ノ命令ニ從
フベキ義務ヲ有ス
ル檢事局ノ管轄内

司法行政ノ職務及監督權

其ノ取扱ノ事務ニ付テハ、司法行政
ノ監督ニ服從スルハ勿論ナリ。

裁判所構成法

ニ於ケル司法警察官

註
裁判所構成法第十八條

各區裁判所ノ檢事局ニ檢事ヲ置ク。區裁判所檢事局ノ檢事ノ事務ハ其ノ地ノ警察官、憲兵將校、下士又ハ林務官之ヲ取扱フコトヲ得。司法大臣ハ、適當ナル場合ニ於テハ區裁判所判事試補又ハ、郡市町村ノ長ヲシテ檢事ヲ代理セシムルコトヲ得。警視總監及ビ地方長官ハ各其ノ管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯

司法行政ノ職務及監督權

刑訴法第四十七條

罪ノ搜查ニ付キ地方裁判所檢事ト同一ノ權ヲ有ス但シ東京府知事ハ此ノ限ニアラス。左ニ記載シタル官吏公吏ハ檢事ノ補佐トシテ其ノ指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ搜查スベシ。第一 警視、警部長、警部、警部補 第二 憲兵將校、下士 第三 島司 第四 郡長 第五 林務官 第六 市町村長

六、民事訴訟 當事者 ル司法官 廳代表者

裁判所又ハ検事局若クハ書記課ニ對シテ、民事訴訟ニ關シ、損害賠償ヲ要求シタル場合ノゴトキハ、其ノ訴訟ヲ受ケタル裁判所ノ検事局ハ、其ノ被告トナリタル其ノ司法官廳ヲ代表シテ、訴訟當事者タルトコロノ方法ヲ盡スベキモノトス。

表解 註裁 判所 構成 法 終

大正九年九月十五日印刷
大正九年九月十八日發行

不許複製

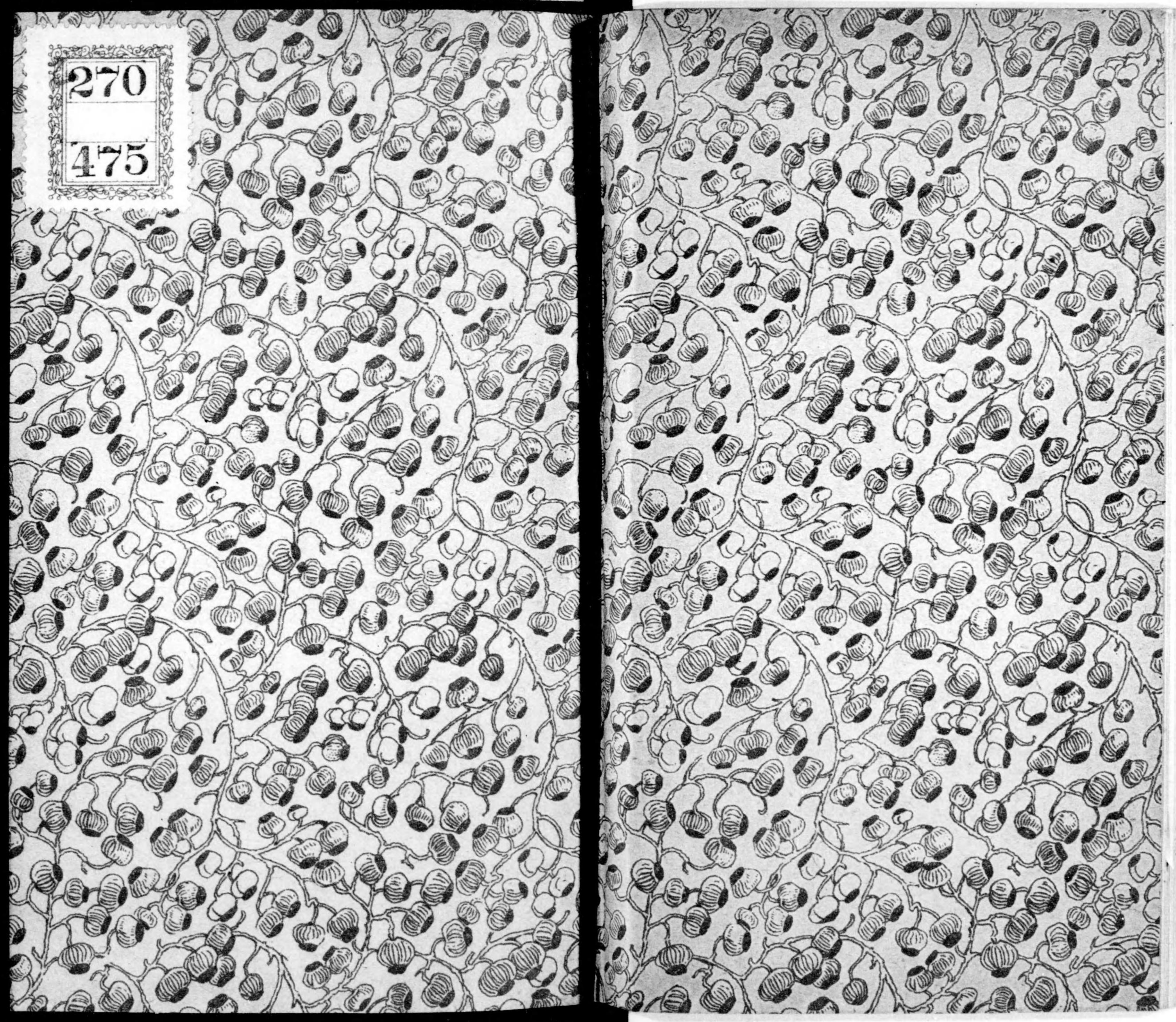
編輯者 本郷區西片町六番地 中等教育學會	發行者 東京市神田區表猿樂町廿四番地 辻本末吉	發兌 東京市神田區表猿樂町廿四番地 修學堂書店 振替口座 三三八 東京 一七五三 電話本局	印刷者 東京市小石川區水道端一ノ二〇 根岸高 濱田活版所	印刷所 東京市芝區櫻川町二十番地 濱田活版所
----------------------------	-------------------------------	--	---------------------------------------	------------------------------

表解註裁判所構成法
問答全書

正價 貳拾五錢
郵稅 四錢

(八木原製)

270
475



終